

平成31年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成31年3月25日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成31年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成31年 3月25日 月曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成31年 3月25日 9時27分			議長	上辻 亨	
	閉会	平成31年 3月25日 13時57分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
企画観光課長	千賀 和孝	○	会計管理者	増井 和彦	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野 早紀子	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	長谷川 貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成31年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成31年3月25日(月)

午前 9時27分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 京都府道舗装の変更について 佐戸 仁志
- 国保税均等割の免除について 大谷 功
- 伊根町奨学生の奨学金免除制度について
- 定住化促進対策について 長谷川貴之
- 買い物弱者への対応について
- 町職員の研修について 山根 朝子
- ボランティアの育成と確保の取り組みについて
- 公共工事について 中嶋 章
- 移住定住対策について
- 移住促進について 和田 義清
- 空施設について
- 受動喫煙防止対策について 濱野 茂樹
- 法定外目的税(宿泊税)について
- 路上駐車対策について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 4号 平成31年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第 5号 平成31年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 6号 平成31年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第 7号 平成31年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 8号 平成31年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第 9号 平成31年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 1 0 議案第 1 0 号 平成 3 1 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 1 1 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 1 2 議員派遣

日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 京都府道舗装の変更について 佐戸 仁志
- 国保税均等割の免除について 大谷 功
- 伊根町奨学生の奨学金免除制度について
- 定住化促進対策について 長谷川貴之
- 買い物弱者への対応について
- 町職員の研修について 山根 朝子
- ボランティアの育成と確保の取り組みについて
- 公共工事について 中嶋 章
- 移住定住対策について
- 移住促進について 和田 義清
- 空施設について
- 受動喫煙防止対策について 濱野 茂樹
- 法定外目的税（宿泊税）について
- 路上駐車対策について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 4 号 平成 31 年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第 5 号 平成 31 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 平成 31 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 平成 31 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 8 号 平成 31 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第 9 号 平成 31 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 10 議案第 10 号 平成 31 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 11 議案第 11 号 平成 31 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予

算

日程第 1 2 議員派遣

日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成31年3月25日(月)
午 前 9時27分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(上辻 亨君) おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
3番、長谷川 議員
8番、濱 野 議員を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 発言の申し出

- 議長(上辻 亨君) 一般質問の前に須川課長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。須川課長。

○保健福祉課長(須川清広君) 申しわけございません。14日の予算質疑の中で和田議員さんのほうからケアマネが町内に何人いるのかという質問に対しまして、役場に2人と与謝郡福祉会も3人ぐらいということで答弁させていただいたんですけども、数に間違いがありましたので、訂正させていただきます。

役場にケアマネとして従事しているのは2人なんですけど、保健福祉課内にそれ以外に2人と、保健福祉課以外にも1人ということで、役場の庁舎内に5名ということでケアマネはおります。あと、与謝郡福祉会も3名と申しましたけれども、今9名おるそうで、1名が今合格して10名になる見込みということでありました。

あと、町内に福祉施設等で勤務しておる方で持っておられる方が何人かおると思うんですけども、その数については把握できておりませんということで、現在把握しておる部分では14名プラス役場を退職した方も持っておられる方がおりますので、その方を足して15名は確実に町内にケアマネの資格を有している人がいるということでしたので、訂正のほうさせていただきます。

- 議長(上辻 亨君) 和田議員、よろしいですか。

○7番(和田義清君) はい。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、府道舗装の変更についてを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸議員。

- 2番(佐戸仁志君) 皆さんおはようございます。

早速ですが、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

昨年暮れに始まり、先日工事が終わった府道亀島本庄浜線の耳鼻地区、亀山地区の舗装工事、また5月の連休明けより始まると聞いております立石地区内の府道舗装工事は、伊根浦観光伝建地区景観保全のためカラー舗装とすると聞いておりました。府道であっても、高梨地区、平田地区、鳥屋地区の町道に合わせた色のカラー舗装となるよう京都府に要望され、要望が通り、後は施工を待つのみとなっていたと私は思っております。

しかし、カラー舗装に対し地区住民の反対があり普通の舗装となったと聞いております。反対の

理由としてさまざま言われていますが、長期にわたり道路がでこぼこで雨水がたまり、車、自転車等が走行しづらく、早期の本舗装復旧が望まれたものだと思っております。地区住民の方々の強い反対であれば、私がとやかく言うことではなく仕方なく思っております。

しかし、伊根地区漁業排水整備事業が始まる前、工事中などにも当議会においてもさまざまな要望、提案、意見も出ており、平成23年11月22日の伊根地区区長協議会の町に対しての要望の中で、府道亀島本庄浜線の道路排水溝の設置、電柱の地中化、府道道路面を伝建地区にふさわしい景観にしてほしいなどの要望があり、それを聞き、私は平成23年12月議会の一般質問において、道路のカラー舗装についてお話をさせていただきました。そのときの町長の答えは、府道の側溝設置、全面舗装については、伊根地区区長協議会とともに府に対し要望していきたいと答えられています。

その後、長期にわたり教育委員会、企画観光課、地域整備課で協議され、伊根地区内では景観を考え、さまざまなことが行われ、伝建事業ではアルミサッシを必ず木造の木建てとする。排水整備事業でも、日出地区では白かった吸気口を茶色にするとか、下水マンホールのふたを舟屋のデザインにするとか、ポスター、看板などにも規制をかけ、高梨地区、平田地区、鳥屋地区の町道はカラー舗装とするなど景観を考える事業が行われてきました。

我々伊根町議会議員も事あるごとに府に対しお願いしましたし、町としても府に対し要望していただき、府議も一生懸命働いていただき、もうすぐ着工してもらえるとというときの変更でありました。重ね重ね残念であります。

私は説明を受けておらず、何年もかかって計画し要望したことがあっさり変更されてしまいました。立石地区、耳鼻地区、亀山地区は伊根浦観光の中心的な場所であり、観光に携わる方、携わる若者も多くおられます。今回のことが伊根町が計画している伊根浦観光に影響しないかと私は心配しております。

私が何回も一般質問している黒内付近に駐車場、公衆トイレをという話も今となってはどうかかなと思っております。今後も今回のように練って練ってした計画が直前に変更されるというようなことが起こり得るのか、経緯と対策をお聞きしたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

府道伊根港線の舗装種類の変更についての質問でございます。

伊根港線につきましては、かねてから伊根地区より側溝改良工事と舗装工事の要望がございました。議員のお話の中にもありましたけれども、かねてからそういう要望はございました。しかしながら、京都府からはなかなかよい回答が得られませんでした。

しかし、伊根地区の下水工事が終わり、その舗装復旧に合わせて京都府も老朽化した舗装の修繕が必要となってきましたので、そのことから平成26年度に伊根地区区長協議会と伊根浦舟屋群保存会が立石から亀山までの府道について、地域主導型公共事業で側溝と景観舗装工事の実施を京都府に提案し採択されたのであります。

地域主導型公共事業は、京都府、地域、地元自治体が一体となっておののの取り組みを行う事業で、本事業では町並みの保全と狭隘な道路の改善などを目的として、京都府は側溝と景観舗装工事、地域は美化清掃活動や舟屋群PR活動、町は美化活動の支援、そして町道の側溝、景観舗装工事実施や交流施設の建設を行うこととしておりました。

亀島側の景観舗装工事は伊根町が計画したのではなく、地元の提案でございます。これにより京都府は平成26年度から測量調査を実施し、平成27年度から側溝改良工事を行い、今年度から舗装工事を実施しているところでございます。

舗装内容変更の経緯につきましては、今年度の区長会で伊根地区区長協議会長より、景観舗装をアスファルト黒舗装に変更できないかとの質問がございました。その答弁として、私は地域の総意であるならば、それは京都府に伝えると回答しております。区長さん方はこれを踏まえ、各地区ごとに意思決定をされ、黒舗装での実施要望を決定が2地区、どの舗装でもよいが早く完成してほしいが1地区であったと報告があり、3区長と協議の場を持ったところでございます。

黒舗装要望の理由として、景観舗装により予算確保が難しく単年度で完了しないため完了時期が

遅くなる、工事自体の工期も通常の舗装より長くなる、舗装強度が弱い、舗装が壊れたときの修復をアスファルトで行うと見栄えが悪くなる、マンホールが目立つなどなどでございました。

予算につきましては、地域の一刻も早い完了を望む声を聞いておりましたので、すぐに京都府に伝え、京都府からは単年度で完成する予算を確保したと、そう回答をいただいております。また、工事実施期間や舗装強度はアスファルト黒舗装と何ら変わるところはない、舗装が壊れたときは応急的にはアスファルト黒舗装で補修しますが、予算が確保できればまとまった範囲で景観舗装により復旧することなどる説明は申し上げましたが、区長さんには何を言っても納得してもらうことはできませんでした。

冒頭申しましたように、そもそもは地域主導で提案した事業でありますので、地域の総意と言われれば、これ以上町がとやかく言うことはできません。また、共同提案者である伊根浦舟屋群保存会は、地域の総意であるならそれに従うと言われましたので、町としては黒舗装が地元の総意である旨を京都府に改めて伝え、京都府もこれに従いアスファルト黒舗装で工事実施したところでございます。

また、府道伊根港線の景観舗装について議員は一般質問でもさまざまな意見が交わされたとおっしゃいましたが、23年ですか、その質問をされたのは、23年では亀島側のことではないんでしょうね。町道のほうですね、多分。私は府道伊根港線の府道の景観舗装について一般質問をいただいた記憶はございません。議会で協議いただいたのは平田、高梨の町道の景観舗装工事、また亀島側下水道工事の説明の際に、京都府が景観舗装を実施予定と説明したものではないかと、そのように思っております。

これまで申し上げましたとおり、府道の景観舗装は伊根町の内部で計画し、京都府に要望したものではありません。対策と言われましても、区長さん方と何度か協議をし、伊根町としては地域の総意に応えたものでございます。

今後このようなことが起こり得るのか、そういう話でございますが、現実問題として地元がみずから提案をしておいて、それを採択していただきながら、またみずからほごにするということは常識的にはあり得ません。そうではありますが、長期にわたる事業では起こりかねない、そういうことも考えられるかと思えます。何年もかかる事業の経過の中で、地元の総意が変われば事情を聞き、可能なものは地元の総意ということであるならば、それなりに反映できるように尽力する次第であります。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 2番、佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） そうですね、町長、そうは言われましたが、議事録を見ますと、23年の12月議会で確かに私は府道の件についてお話をさせていただいております。まあそこは別によろしいんですが、伊根町の町長の方針といたしております観光にかかわることの計画が何かこのようなことで頓挫してしまっただけかと思ってしまうので、まあ、今後このようなことがないよう住民と区長さん方と相談して進めていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 多分23年の時期では、だから亀島側のことではないと思えますよ。ちょっとその辺のことはまだ23年の時点で亀島側の景観舗装は、要望はずっとあって、そんなことはカラー舗装は別ですけども、側溝についての要望は以前からあったのでやっておりましたけどね、そのことはあったんですけども、向こう側の地域主導側の話はそのときはまだ出てませんからね、23年は。ちょっと違う話じゃないかなと思えます。

それと、その景観舗装と観光振興、いろんな考え方があるんですね。漁業者も農業者も。そして観光業者もおれば、ご老人も小さい子供さんもサラリーマンもおれば、地域というものはいろんな皆さんで構成をされておって、いろんな意見があります。私がとか、私の方針に基づく伊根町の観光振興というもの、これでやるんだとずどんと、それはなかなかできないわけでありまして。できないというのはおかしいんですけど、主導的立場で旗は振りますけれども強制はできないわけでありまして。議員が最後におっしゃったように皆と一緒によくよく話してやっていってくださいよと、そ

のとおりだと思っております。そのとおりにやっていかせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、国保税均等割の免除について及び伊根町奨学生の奨学金免除制度についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして国保税の均等割の免除について質問をいたします。

国保税には、その人の負担能力に応じた負担としての応能割、世帯当たりや被保険者当たりで負担する応益割があります。応能割は所得割、資産割の2方式でありましたが、伊根町では昨年より資産割を廃止し、所得割のみに変更をしています。応益割は各世帯に定額で課される平等割と世帯員の数に応じて課される均等割があります。今回この均等割についての質問であります。

均等割は一人一人に課税されるため、世帯人数が大きいほど国保税が高くなり、ゼロ歳児にも税金がかかります。そして加入者の医療費を賄うための医療分だけではなく、高齢者医療を支えるために拠出する支援分にも均等割があります。ゼロ歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求めるといって、まさに不合理な仕組みと言わざるを得ません。

一方、被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて算定するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。諸外国でも保険料は所得比例型の定率負担で課税賦課される均等割のように頭割で定額を課すやり方はとられていないと聞いております。

歴史で人頭割というものを昔習いました。ウィキペディアによりますと、太古の昔、大化の改新の詔で公民に税や労役を負担させる制度の改革で租・庸・調制度を導入し、21歳からの男に労役とその代納物として布、米、塩などを納めることとされました。現代の租税制度になぞられれば、人頭税の一種と言えるかと記されています。極めて逆進的で悪名高い人頭税であります。国保税の均等割も人頭税の一つとして考えられるのではないだろうと私は思います。この課税方式が21世紀の公的医療制度に残っていることが時代錯誤だと言えます。

全国市長会も子育て世代の負担軽減を図るため、子供にかかる均等割保険料を軽減する支援制度を創設することを国に求めています。全国知事会も均等割の見直しを要望されています。均等割の算定方式の廃止というのは、本来国が行うことではありますが、それまでは地方自治体が行うべきと考えます。特に子育て世帯は子供に収入がないにもかかわらず、均等割負担があり、国保税額は高額になります。伊根町の子育て支援の一環として、子供の均等割負担は免除する制度の導入はどうか。ちなみに30年度の医療分と後期分の1人当たり均等割額は合計1万9,300円、平等割額は2万円で現在国保世帯のゼロ歳から18歳の人数58人、29世帯であると聞いております。

また、この財源としまして、一般会計の基準外繰り入れの方法もありますが、ほかにも例えばふるさと応援寄附金の少子高齢化対策に係る事業を利用するなど、子供の国保均等割減免について検討を求めますが町長の見解を伺います。

次に、伊根町奨学生の奨学金免除制度についてであります。

伊根町では移住者支援の制度も充実をしており、移住者がふえていることを実感をしています。移住者がいる村では活気が出てきているようであります。一方、今町民の新規学卒者で定住またはUターン者が少ないことが問題だと私は認識をしています。移住者と地元の子供たちの定住と両面から定住促進を図る必要があると考えています。

今大学生は、上がり続ける学費と親世帯の所得減少などを背景に学生の2人に1人が奨学金を借りていると言われ、学ぶ権利を保障し若者の夢と希望を後押しするはずの奨学金ですが、多額の返済額と利子で若者の人生を狂わせる事態が起きております。

平均所得が減り非正規雇用が増大をする中で、卒業後に迫られる多額の返還と利子は若者に変な負担となっており、奨学金返還に行き詰まり自己破産、夫婦で奨学金を返還中、子供を諦めたという若者たちが生まれていると聞いております。

こういう中で、奨学金返還が社会問題となり、学生を支援するために政府も対応を始めております。まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、奨学金を活用した大学生などの地元定着や地方公共団体と大学との連携による雇用の創出、若者定着に向けた取り組み等を推進することが提起

をされ、これを受けて地方自治体と地元産業界が協力をし、地元企業に就業した方の奨学金返還を支援するための基金づくりも進められております。

伊根町では、教育の機会均等に寄与するとともに、次代を担う人材の育成に資することを目的に画期的に奨学資金の貸与を行っています。この制度を活用して定住促進につなげる制度にすること、例えばこの制度の利用者で伊根に残ったり、Uターンした方に奨学金の一部または全部の返済免除を行い、定住促進にさらにつなげる一つのきっかけとして検討できないものだろうか町長の考えを伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

国保税均等割の免除についてお答えをいたします。

国民健康保険は平成30年度からは事業主体が京都府となりました。京都府が示す納付金をもとに本町で賦課目標額を定め、町民税資料をもとに国民健康保険税を決定いたします。決定に際し、前年中の所得金額に応じて負担する所得割、全世帯が平等に負担する平等割、国保加入者の人数に応じて均等に負担する均等割から算定しております。本町はいわゆるその3方式でございます。

議員からのご質問は均等割があると世帯人数、国保加入者が多いほど国保税が高くなる。均等割の考え方は他の保険にはない。さらには収入がない子供にも一律に積算し、子育て世代は大変であるといった内容であると思います。ご指摘はよくわかります。よくよくわかります。

しかしながら、そもそもの国民健康保険税、賦課目標額、その総額自体を下げないことには均等割を下げると所得割、平等割を上げなければなりません。所得の多い世帯、国保加入者の少ない世帯は負担がふえることとなります。確かに5人、6人おられる方は助かりますよね。子供さん1人ぐらいたと逆にほかの所得割とか平等割がふえますので、まあいろいろ難しいものじゃないかな。必要額を集める前提がある中で一方を下げると、他方を上げなければなりません。皆さんが得をする制度というものはなかなか難しいものでございます。

そこで、しわ寄せを他に求めないため、軽減分の財源をふるさと納税に求める提案でございますが、本町のふるさと納税は事業が指定でき、少子高齢化対策にかかわる事業がございます。今までいただいたものを基金で管理しており平成29年度末で約770万円でございます。国民健康保険税のうち、議員おっしゃったとおりでございますけれども、子供にかかわる部分は医療費と後期高齢者支援金分になります。均等割額は平成30年度でそれぞれ1万1,800円、7,500円、合計2万円でございます。国民健康保険被保険者の18歳未満は58人であり、年間約120万円が子どもに係る均等割の分と言えます。基金が770万円ございますので、7年弱の財源になろうかと思えます。今後も年間100万円程度、この少子高齢化対策のほうのふるさと納税があれば、限りなく制度がある限り財源があると言えなくもないわけでございます。

しかしながら、少子高齢化対策イコール子育て支援と言うならば、本町の子育て支援策はかなり充実をしておると自負をするところでございます。いわゆる言うに及ばずであります。保育料の低料金化、小中学校の教育費実質無償化、高校生以下の医療費の実質無償化など、いずれも必要な費用をいただかない政策を実施しております。そしてその財源はすべからず一般財源でございます。その額は小中学校の教育費無償化だけでも毎年800万円近くになります。他の事業も合わせれば1,500万ぐらいにはなるんじゃないかなと思います。

少子高齢化対策にいただいたふるさと納税を一連の子育て支援に充てればよいとすれば、これはもう既に全て使っていないに等しいわけでありまして。今までためた分、全部で780万ですからね。毎年毎年教育費の無償化だけでも800万近く出しています。一般財源ですね。ですからそれをこちに財源として使うとなったら、とうの昔にないということになってしまいます。

ならば同様に国民健康保険税についても、子供にも係る均等割を無償化にできるかということになるんですね。全国的に調べてみますと国民健康保険税の算定方式が3方式ならぬ2方式、こういう方式をとっている団体もございます。そうではございますが、しかしながら所得割と均等割となっておりますね。所得割と均等割。所得割と平等割じゃないんですね。所得割と均等割。そういう2方式になっております。世帯の平等割をなくし加入者数の均等割のほうを残しております。これも制度の問題ですので、決め方次第かとも思いますけれども、今、子供に係る均等割の無償化というのも

なかなか考えにくいのかな。議員おっしゃっているように、いろいろな方向から国のほうにも要望はされております。その動向も見定めたいなど。

今、国民健康保険は事業主体が京都府となり、保険税も激変緩和措置がなくなる平成36年度、2024年度以降が見えないなどまさに過渡期であります。均等割を他の財源で振りかえると判断できる時期にないのかと思います。まだまだ検討の余地があり、今均等割をなくすというようなことは実行は難しいと考えております。

しかし、今回のご質問は制度を見直し、見直したことによる不足する財源にまで検討いただいており、今までの一般質問では余り例がないものでございました。新たな事業をどんどん提案されても、財源、お金がないことには実施ができないわけでございます。または、何かの事業を廃止し財源を捻出しなければなりません。いわゆる選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドでございます。町といたしましても、打ち出の小づちを持っておるわけではないわけでありまして、財源にまで検討された質問をいただけたものと思っております。

続きまして、伊根町奨学生の奨学金免除制度についてお答えをいたします。

この奨学金につきましては、議員も言われますように、教育の機会均等に寄与するとともに、次代を担う人材の育成に資することを目的に貸与型の奨学金として平成29年12月議会に伊根町奨学基金条例を上程し、可決いただきました。平成30年4月から貸与を始め1年目が終わろうとしております。参考までに現在の貸与者は7名でございます。

伊根町に残ったり、Uターンした方に奨学金の一部返済を免除することで定住促進につなげることを検討できないかとのことでございますが、条例を策定する過程において優遇措置については検討をいたしました。しかし、Uターンしてきた者のうち、奨学金貸与者だけを優遇するのか、奨学金の貸与を受けずにUターンしてきた者には優遇措置はないのか。要するに奨学金貸与者だけ特別扱いにすれば公平性に欠ける、その思いから「貸したものは返していただく」という基本的な考え方に立ち優遇措置は設けませんでした。

現在、4年生大学の場合、月額5万円貸与の方では年間60万円、4年間で240万円の貸与額となります。5万円貸与で15年返済の場合、月額1万3,340円、年額16万円の返済となります。一部返済免除を行おうとした場合、月額1万3,340円を1万円に、まあ3,340円を免除するとします。そうしますと年間で約4万円、15年間で約60万円の免除額となります。半額免除といたしますと年間8万円、15年間で120万円の免除となります。半額免除のほうの額を見ますと、ちょっとした額だなと、そう思われる方がおられるかと思えますけれども、果たしてそれを見て伊根町に残る、Uターンを考えるかと言えば、厳しいものがあるのではないかと推測をするところでございます。よって、一部返済免除を設けることが定住促進につながっていくとは考えにくいように思うところでございます。

数日前、私はとある新聞のインタビューを受けまして「伊根町の次世代を担う子供たちに一言」と、そういうご質問をいただいたわけでありまして。私はそのときにお答えしたのが「志を持って世界に羽ばたけ」、加えて「志を持って伊根町で生きる。これもすばらしい選択の一つである。すばらしいことだ」、そう申し上げたところであります。あくまでも「志を持って」なんです。奨学金の免除をあてにして伊根町で生きろ、そんなことはとても言いませんね。奨学金の免除をあてに伊根町で生きる、それがすばらしい選択なんだと、とてもそうはよう申し上げません。

先ほど申し上げましたように奨学金条例を制定する際、免除制度も検討いたしました。結果として先ほど申し上げたような理由で採用しておりませんし、そのようにご提案しご可決いただいたところでございますので、一応貸したものは返していただくという基本の考え方で今後も進めさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 国保税の均等割についてでございますが、国保の制度の中で均等割はとらなければならないということにたしかになっているというふうに思っております。

そういう中でも全国の2.5程度の自治体で子供の均等割を減免ということでやっている自治体があるということでございます。今後十分検討いただいて、ぜひ実施について進めていただければなと思っておりますので、またよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 子育て日本一を標榜する我が町でございます。よそでやれていることがあるのだったら、うちだってできないことはないわけでありまして。検討はさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、定住化促進対策について及び買い物弱者への対応についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 皆さんおはようございます。

本日は私の一般質問、初めてでございます。不慣れではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速通告書に基づきまして質問させていただきます。

最初に、定住化促進対策についてでございます。

当町の基幹産業であります漁業の新規就業者におきましては、近年水産会社をはじめ多くの若い方がIターン等で就業しており、この春からでもそうですが、年々増加傾向にございます。現在、新規就業者は社員寮や町営住宅、空き家住宅の移住支援補助金等の活用でも移住生活をしているところがございます。

その若い方は将来世帯を持ち、やがて子育て世代となつてまいります。町内に定住していただくには、子育て支援等も充実しております当町ではございますが、漁業におきましては低所得であり、一生涯の賃貸契約での生活は経済的負担が大きく、町外の賃貸住宅等への移住を検討している声も聞くことがございます。

当町に就業していただくだけではなく、町内での定住はもちろんですが、就業地区内での定住こそが本来の定住の姿であり、人口減少対策、地域活性化、地域貢献につながると考えております。現在の町営住宅も団地ごとに地域貢献度に差があり、個人差もあると思っておりますが、地域貢献につながっていないことも聞くことがございます。また、町営住宅は家賃収入もあるかと思っておりますが、建設コストや維持管理費もかかります。

それにかかります施策としまして、平成23年議案第52号にもございました伊根町蒲入定住化促進住宅設置及び管理に関する条例の制定についてにありました住宅同様、町内に多くあります空き家を有効に活用し、農業、漁業の新規就業者等を対象に、またそれぞれの地域に応じた柔軟な対応が必要であり、何度も申し上げますが、これこそが本来の定住につながるのではないかと考えております。今後の空き家の活用方法をはじめ、どのように定住化について考えておられるのか町長の見解を伺います。

次に、買い物弱者への対応についてでございます。

近隣のスーパー等におきましては、閉店や営業縮小が相次ぎ、住民はこれまで以上に不安と不便を感じておられます。以前より筒川地区をはじめ各地区の買い物弱者は高齢者等見守り協定を締結しております移動スーパーに対しましても、巡回販売を要請しておられますが、現在の巡回地以外への販売は現時点で物理的に困難ということで対応がなされておらず、本来の買い物弱者への支援に至っていない地域があり、町内でも地域格差が生じております。買い物弱者は日常生活で買い物を唯一楽しみにされており、最近では認知症の予防、進行防止にも買い物療法ということを知ることがございます。

当町は、買い物支援バスも運行しておりますが、運行回数、買い物先、年代別での要望にも違いがあるようですが、現状を把握されておられるのか、また支援のあり方にも再度検討が必要であると考えます。今後の買い物弱者への対応について、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、長谷川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の定住化促進対策についてのご質問でございます。

若干気になるところがございましてね、漁業においては低所得であり一生涯の賃貸契約の生活は経済的負担が大きく、町外への移住を検討されている。漁業が低所得であるから町外へ、町外へ出

へ行ったら、その問題が解決するんですかね。町外へ出られて別の職につかれるという話なんですかね。伊根町の漁業者でありながら町外の賃貸住宅へ出て行く、そんなことしても何ら意味がないような気がする。要するに、漁業の低所得化を人並み、中所得、高所得に持っていかなければ、問題は解決しないんじゃないのか、そのように1点思ったところでございます。

1点目の定住促進対策についてのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、就業場所近くで定住することが最善であるとの考えは同じでございますが、職業により、その必要がないものや仕事以外の過ごし方により、別の場所を選択される方もございます。

伊根町の定住促進に関する補助メニューとしては、1つは町外からの移住者に対する支援として、1件180万円、10分の10の補助の移住促進対策補助金がございます。少し移住後1年以内に限るなどの制約もございますが、そのようなものがございます。2つ目は50歳未満のI・Uターン者に対する購入、増改築等の経費の10分の1または10分の1.5補助の定住促進住宅補助金がございます。3つ目は、議員おっしゃった蒲入での蒲入定住化促進住宅のように、物件収用、宅内改修を伊根町が行い、入居者が10年かけてその費用を返済し自己所有とするものでございます。これは1件限りの状況に応じた支援であり、当時、職員の労力は大変必要であったことから、次に行う際には、現職員の体制がかなりしっかりとした覚悟が必要になろうかと思っております。とはいうものの、条件が整うなら蒲入式の定住促進住宅も可能でございます。

しかし、皆さんよく言われるんですね、空き家の有効活用、有効活用ということをよく言われます。しかしながら、その空き家というものは誰のものなのかと、これは個人の財産であります。町が勝手に使うわけにはいかないわけでありまして。条件と申しますのは、提供していただける安価な空き家を地域の協力を得て確保することが前提ということでございます。安価でなくても、もしくは程度のいいものを寄附願えたら余計ありがたいわけでございます。そういう前提が必要ということでもあります。このようにさまざまな支援策を設けておりますが、余りに手厚い支援を移住者のみに行いますと、今住んでいる住民と比較していかがなものかと考えるところでございます。

今後の定住化についての考えはとのことでございますが、漠然と定住化と言われましても、なかなか幅の広いご質問でございます。私、施政方針でも申し上げております。自然・景観・歴史・伝統・文化、そして地場産業、この町にある地域資源をしっかりと磨き、そして身の丈に合わせ総合的にプロデュースをし世界に発信をする。もって交流人口、関係人口の倍増を図り、この地域の振興発展を図る。

そのためには、少数の人間であってもこの町にしっかりと生産のシステムを構築する、すなわち農林水産業を支援し振興する6次産業化を目指す。観光で人を呼ぶ。また、生活のシステムをしっかりと構築する。すなわち子育て・教育、医療・介護、高齢者福祉の充実を図る。また、IT環境など時代にふさわしい普遍的な環境を整える。インフラ整備をする、178は喫緊の課題であります。

一方、都市にはない田舎暮らしのその価値を磨き積み重ねていくことが、我々のような過疎の農山漁村の地域づくりの基本と思う、そのように申し上げます。

簡潔に申し上げますと、いつも言います「近き者喜べば遠き者来る」でございます。この町を美しく豊かで住みやすい町にする、それができれば人は住みます。これを原点として取り組んでまいります。

2つ目のご質問、買い物弱者への対応についてお答えをいたします。

近隣のスーパーの閉店をはじめ、コープいね店ではことしから週2日が休業日になるなど、町内における買い物環境も縮小をしております。原因は何か。それはお客さんの減少であります。店を開けていても物が売れない、採算が合わないためであります。

買い物弱者に対する支援の現状でございますが、現在、京都生活協同組合の個人宅配や共同購入のサービスを利用し買い物をされておられます方は365軒であります。フクヤさんの移動購買車の利用者は120軒でございます。また、伊根町社会福祉協議会でも温泉利用時ににしがきやコープいね店に立ち寄りお弁当などを購入できる買い物支援サービスを実施しております。町内の4つのグループが月2回程度利用されており、平成29年度実績では57回の運行で、延べ358人が利用、平成30年度も現時点で57回、延べ370名が利用されております。

さらに町が運行しております買い物支援バスは、平成29年度においては運行回数192回、延べ664人、実人数では100人が利用しております。平成30年度では現時点で8路線を月2回運行し、延べ741人が利用されております。そのうち75歳以上の方のご利用は90%を占めており、身近で日々の生活に欠かすことのできない大切なサービスとして定着をしております。

高齢者健康福祉計画策定時のアンケートや民生児童委員からも特に力を入れてほしい施策としてご指摘をいただいておりますように、買い物をはじめとする外出支援の確保は介護予防の観点からも重要な課題でございます。

議員ご指摘のとおり、株式会社フクヤの巡回購買車「とくし丸」につきましては、現在伊根地区では毎週水・木・土曜日、朝妻地区、本庄地区では毎週水曜りと土曜日に巡回いただいておりますが、筒川地区へは入っていただけていない状況でございます。平成29年12月には筒川地区から「とくし丸」に巡回してほしいという要望を受け、町としましても町内全域をカバーしてほしい旨を株式会社フクヤに伝えさせていただいたところでございますが、事業者として筒川地区の方が買い物に困られている実情も把握はしているが、そもそも営利を求める企業であり、採算や人員の都合上、現時点では難しいとの回答でございました。

こうした状況の中で、買い物支援バスの運行計画を立てる際には、運行経路の見直しも見据え、「とくし丸」の巡回日やサロン、運動教室、老人クラブ活動と同じ日に重複しないよう、外出の機会を確保できるよう配慮をしております。株式会社フクヤ等とは高齢者等見守り活動に関する協定書を締結しており、見守りにも貢献したいという意向は継続してお持ちでございます。伊根町社会福祉協議会をはじめ関係する他機関とも連携し、買い物支援のあり方などはこれからも住民の立場に立った視点での検討を続けたく考えております。

とはいっても、現状では申し上げました町の買い物支援バス、社協の取り組み、また生協、筒川へは行っておりませんがフクヤの共同購入、そういったものをしっかりとご利用願いたく思うところでございます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 答弁ありがとうございました。

定住化促進でちょっと私の文章がわかりにくいかなと思ったんですけども、私の地区でも空き家バンクを利用してという声がありまして、空き家バンクはそれぞれの方が所有ですので、家賃が物件によっては異なります。その家賃の高いところでは生活できないということで、町営住宅なり、近隣の府営住宅から水産業はしたいということで通いますという意見もございました。そういう物件ごとに家賃にばらつきがございますので、そういった話が出たものですから、このようなお話をさせていただいております。

やはり年々若い独身の方が来られておりますので、そういった方を何とか町内に囲い込むというような住宅補助、確かに先ほどお話がありました180万の改修補助等ございますが、その辺を検討していただけたらなと思っております。

買い物弱者の対応についてでございますが、これも私の住んでおります地区におきまして、フクヤさんに私、昨年要望しました。全く無理ですという一言で相手にしていただけませんでした。それは舞鶴の本部へ連絡したんですけども、それから生協が入ってこられたりされておりますけど、生協も見ると楽しみがないと、商品を選択したものしか持ってきていただかないとか、それとまあ私の家族ですけど、近所の方を乗せて週二、三回買い物に連れて行ってあげているということで、買い物支援バスの頻度ですとか、そういったことがやはり弱者の方によっても、先ほどもお話ししましたけれども、要望は違いますけれども、そういった声もございまして、そういったいろんなフクヤさんですとか、生協さん、あるいはまた支援バスとか、その辺をしっかりと効率的に動かしていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） お帰りになりましたけど、ちょっとよくわからないんですけどね、町外の民間のアパートとか、そんなに安いんですか。ちょっとその辺のことをよくよく調べたいんですけど

れども、町内の物件よりそんなに安いとは思っていないし、町内のほうが定住促進で結構2万円程度でね、20代の方だったら安いところがございますので、よくよく調べてないので存じ上げませんけれども、町外出られたら楽だというふうなふうには余り思わない。現実問題、町内でそういうこれまで以上に定住促進住宅を建てる必要があるのかもしれないということはわかることでございます。

それと、一軒家を借りて家賃をと言われましても、それも確かに8畳一間ぐらいのところを借りるのだったら、確かにその差は出るのかなと思うんですね。ちょっとでも、町が何とかして一軒家を借りた、その料金を何とか安くしたれと言われる方策は、まあちょっと難しいのかなと。

先ほどもですから申し上げましたように、町の持ちものじゃないんですからね、やっぱり地域の皆さんと協力をいたしまして、良好な物件を何とか安いもので分けていただければ、蒲入方式ができますしね。お貸しいただく、もしくはあわよくば寄附いただければね、そういうものを活用してはしっかりとやっていきたいと思えますし、いろいろと空き家のことについてはいろいろとご質問いただいておりますので、また返答させていただくことがございますけれども、うまくお話ができるように頑張ってみたいと思えます。

買い物支援バスに蒲入はフクヤさん断られたんですか。須川のほうにお話しさせてもらったときには、須川へは「とくし丸」が一遍行ってくれとるんですね、やっぱり。行ってきております。行ってきて、結局のところ、採算が合わなると、余り来てもらえなんだそうでありますね、買いに。結局、そういうことになっていく。そうすると、どうなんですかね、うちの買い物支援バスの頻度は少ないから、いろいろと近所の人が高まって行かないかんような状況になつとるんですかね。

もう一つ、先ほど延べ人数とか申し上げましたけれども、実質的には100人程度になるんでね、もっともっと使っていただける、バスに乗れないないぐらいの人が乗ってくれるとか、回数が少ないではないかという話があれば、もっと改善の余地はあると思うんです。そういう声が聞こえて来んですね。おもしろいですね、それから何です、生協。生協はカタログだからね、現物を見るんじゃないとか、何かおもしろない。これね、もうそういう話をトータルでまとめていくと、究極は一体どうするんだという話なんですかね、買い物弱者に対してどうしたらいいのか。

そうしたら、究極は、本当にそれこそ「とくし丸」じゃないけれども、町で移動販売車をつくってですね、現場まで行ってあげないかんですかね。おばあちゃん、どうです、見てと、好きなの買ってちょうだい、安してあげる、そこまでせんと解決せんのですね。だけどそこまではちょっとね、できないのでね、うーん、頑張って考えます。申しわけない。

○議長（上辻 亨君） 長谷川議員、よろしいですか。

以上をもちまして、長谷川議員の一般質問を終わります。

次に、町職員の研修について及びボランティアの育成と確保の取り組みについてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

まず初めに、町職員の研修についてです。

町職員の研修は、経験や部署別に毎年計画を持って実施されていると思えます。平成31年度予算でも職員研修費は156万4,000円が計上され、そのうち業務委託費として86万4,000円とあります。全国の町村会の研修プログラムに沿って職員研修が実施されているものと思われま。

しかし、年度ごとの職員研修計画については公表がされていないため、どのような研修を受けて、そのことで町の行政やまちづくりにそれが生かされているのかということが見えづらいというのが現状かと思えます。

平成30年1月号の広報伊根には、課題別職員視察研修の報告会を実施したという記事が掲載されておりました。この研修は、質の高い住民サービスをリードする職員の養成、町の課題解決を目的として、全国で先進的な政策運営を行う市町村を視察し、町長に向けて新規政策提案を行う研修で平成28年度から実施していますと説明が書かれておりました。

平成29年度は2グループ8名の職員が研修を受け、1班のテーマはまちづくり、2班のテーマ

は防災アプリの可能性ということだったようです。防災アプリに関しては町が進めようとしているタブレット端末による防災情報の発信と受信という新しい事業にも生かされているのであれば、有意義な研修であったと思います。研修は、住民サービスの向上に寄与し、職員の働きがい、士気にもかかわるものです。平成30年度はどのような視察研修が行われたのか興味のあるところです。

町職員の研修については、平成22年に作成された第5次伊根町総合計画の中の「第6章活き生き・頑張る行政」の中の2つ目に職員の資質・能力向上についての項目で、計画目標や施策体系が示されています。職員の能力向上の中の人材の育成については、現場に出て地域の実態を把握し、課題解決につながる新しい発想ができる職員の育成に努めると書いてありました。

さまざまな法律や財務分析、マナー、リスクマネジメントなどの研修ももちろん受けられていることと思いますが、伊根町内の事業所や各団体、またさまざまに取り組みされている事業に参加して体験するという研修もあってもいいのではないかと思います。町民の暮らしやコミュニティ、農業、漁業、そして福祉の現場など、現場を見てそこで働く人の声を直接お聞きして、思いを共有することも大切ではないかと思います。

伊根町内に居住する職員ばかりではありませんし、また自分の関係する部署以外のことでも知っておいて無駄ではないと思います。幅広く伊根町を見て、聞いて、体験することで、町職員としての自分の役割が具体的にイメージできてくるのではないかと思います。

もちろん研修を受け入れる側の準備や体制もあると思いますので、簡単にはいかないかもしれませんが、予算もつけていただいて取り組んでいけたらと思います。小規模自治体であるがゆえの大変さもあると思いますが、伊根町の職員に求められる職員像、そして求められる職員能力をどのように考えておられるのか、町長の見解をお聞かせください。

次に、ボランティアの育成と確保について質問いたします。

伊根町福祉計画では、基本目標の一つに地域福祉を担う多様な人づくりのため、ボランティア活動の普及、啓発、ボランティアリーダーの育成をうたっています。しかし、現状は若い人が集まらない、ボランティア活動をしている人の高齢化が進み活動の維持が難しい、活動する人が固定化され、同じ人が幾つものグループや役割を掛け持ちしているなど、困難が目立ってきています。

社協でも、25年間続いていたふれあい弁当の事業が3月末で終了となります。その理由は、つくり手の高齢化によるもので、当初は6グループあったつくり手が徐々に減ってきて、最悪2グループの活動にならざるを得ず、これでは継続が困難だと判断されたというふうに聞いています。

地域福祉、障害者福祉を進めるためには、ボランティアの果たす役割は重要です。定年退職された60代の方がボランティア活動に参加していただければいいのですが、生活のためにもう少し働きたいと考えられる方も多く、また若い夫婦が共働きのために孫のお世話をしなくてはならないという方もおられます。自由な時間があるように見える方でも、なかなかボランティアにその時間を費やすことは難しいようです。

平成30年度の伊根町内のボランティアグループは、社協が管轄しているものは21グループで192名でした。個人ボランティアも15名おられるようですが、複数のグループに属しておられる方もいらっしゃるようで、実質の人数はもっと少ないと思われます。年齢構成まではつかめなかったのですが、ボランティアの高齢化は明らかだと思います。そうするとやはり若い方々にどのような工夫をもってボランティア活動に参加してもらえるかということが必要になってきます。

データとしては、少し古いもので平成16年のものですが、文科省がボランティア活動の推進に関する調査研究報告をしています。調査分析の基礎となるものは、平成12年度国民生活選好度調査によるものですが、この報告ではボランティア活動に参加したい、関心があるという人は8割以上あったそうです。しかしその半数は、どういった内容のボランティアを行いたいのがわからないということでした。また、できる範囲で無理なく行いたいという人が84.6%ということだったそうです。

ボランティア活動に必要な条件、環境を考えると、日常の中で無理なくできること、人づきあいに煩わされないこと、特別な知識や技能がなくてもできること、個人だけで気軽に参加し、活動できることなどが考えられます。

ボランティアに興味がある、関心があるという人にはまずボランティア登録をしてもらい、町内

のボランティアの活動をしっかりと広報する、年1回からの活動でいいというように緩く参加を促す、時間がない人でも使用済みの切手や書き損じはがきの収集などできる範囲でやれるボランティアを紹介するなど、いろいろな工夫が必要だと思います。

繰り返しますが、地域福祉、障害者福祉を進める上でボランティアの果たす役割は重要です。ボランティア活動の推進のために行政としてどのようにかかわっていくのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

町職員研修のご質問でございます。

地方公務員法第39条に「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とされておりまして。そしてその研修は「任命権者が行うものとする」、そのように規定をされておりまして。つまり、私が職員研修を実施する義務があるということになります。

私は、平成18年11月に伊根町長に就任をいたしました。そのときは、まさに伊根町行政改革プランを進めており、いわゆる伊根町が伊根町として存続できるかどうか大きな命題を抱えて、伊根町行政改革プランを進めておるところでございました。その折、私は職員に対して質の高い行政サービスを提供するためには、「これまでは」の前例踏襲型から脱し「これからは」、その感覚で果敢にチャレンジできるよう意識を変えてくれ、知恵を出せ、そう言い続けました。

私は、伊根町の職員はこのようになってほしいという姿を具体的に示すために、平成19年に伊根町人材育成基本方針を定め、その中で、目指すべき職員像として「地域課題を的確に捉え、町民ニーズに対してより前向きに対応し、質の高い行政サービスを提供できる職員」といたしました。そしてそのような職員の育成を目指すと決めて今に至ります。町民の視点に立って行政需要を的確に把握・分析し、課題を迅速かつ効率的に処理できる論理的思考力や企画立案能力、さらには政策法務能力といった政策形成能力を身につけてもらうには、やはりそれに応じた訓練、研修が必要となります。そのような体系的研修体制を一挙に構築するという事は、これは小規模な自治体にとっては予算的にも人的にもかなり無理が生じます。それを解決するために、京都府市町村振興協会において宝くじ財源を活用した研修プログラムを用意し、府内の市町村が共同で効率的に適切な研修を実施できる体制を整えてまいりました。

現在では当たり前のこととして、毎年職員の半数程度が何らかの研修を受けるようにしています。その内容と人数は毎年決算付属書でお示しをしております。特に近年は、対人関係能力の向上を目指すものを重視しております。

一方で現場主義、職場内での能力開発も当然重視しております。現在の行政サービスを常に見直し、より質の高いものにして次世代へ継承していくためには、仕事に必要な知識や技術・技能、経験によって蓄積された職務能力などを上司、先輩が部下、後輩らに対し、実際の業務を通じて職員相互で伝えていくことを意識させるようにし、そのような環境を構築することを課長、課長補佐、係長の重要な職責としております。また、今までから取り組んでいる人事評価についても人材育成の観点に重きを置き、課長級である職員が職員それぞれの業務目標及び能力・態度について面接をし、個々の職員の長所をさらに伸ばし、弱点を克服するための必要な助言指導を行っております。

議員、研修の成果がなかなか見えづらいというご指摘でございますが、確かに研修の成果というのは突然あらわれるというような性質のものではなかろうかと思います。こつこつと積み上げてきたものがいつの間にか身につく、そういったものが自主的に自分のものになる、本質が変わっていく、気がついたら変わっていたというような、そういうあらわれ方になるものではないかと思えます。そういう意味で人材育成は、効果測定がかなり難しいものと言わざるを得ません。

ただ、はっきり言えることは、私が就任当時、この伊根町は消えてなくなると言われた。2年もすれば消えてなくなる。合併しなかった伊根町はやっていけないはずがない。そう言われたものであります。実際に財政調整基金ももう底が見えておりました。公債費比率も18%を超えております。18%を超えれば、これはもう危険水域でありまして、借金をするのに京都府さんの同意が要る、相談が要る。経常収支比率ももうほぼ100%でありました。

その状況から、行政改革プランで切り下げた、切り捨てた住民サービスを元に戻し、増税していた固定資産税や軽自動車税も標準税率に戻した。さらに上下水道料金も引き下げることができました。基金も積み増し、さらに保育料の低減化、小中学校の教育の無償化、高校生までの医療費の無料化や奨学金制度、200円バス、介護相談や理学療法、栄養指導など専門職の必要なサービスの充実など実施できてまいりました。観光入り込み客も大きく伸びてまいりました。

これらさまざまな住民サービスを新たに展開することができるようになったのは、私の政策を実現することができる能力を職員が身につけることができたゆえだと思います。それをもってすれば伊根町の行政、まちづくりに生かすことのできる職員研修ができていないのではないかと、そのように思うところでございます。

現在、人材育成の基本理念を「成長の機会は仕事の中にある」とし、目指すべき職員像として職員に示しているのは、「仕事を通じてみずから成長することができる職員」、これでございます。

2つ目のご質問にお答えをします。

初めに、伊根町のボランティアの状況について述べさせていただきます。

伊根町におけるボランティアは、伊根町社協に登録してさまざまな活動をいただいております。その中でボランティア登録者は年々減少し、さまざまな活動維持が困難になっていると伺っております。ことし4月から社協の給食サービス、議員おっしゃったとおりでございます。中止をすると聞いております。そのほかにも、福祉有償運送事業でも登録運転手の高齢化で減少をしている状況でございます。

少し数字が議員さんが言われたのと違うかと思うんですね。伊根町社協でボランティアの登録者数は現在30人と聞いております。ピーク時が私も議員をしております、副会長を務めておりました。あのころで140名ぐらいかな。総数としては多かったんですけども、重複をされておりますので140名ぐらいだったかと思えます。実質的にその当時は21%と危機的状況であります。また、自主的にボランティア活動を行っているNPOにおいても、設立当初からの会員が多く、新規会員が加入されていないことから、高齢化により深刻な担い手不足は否めないところでございます。過疎化による人口減少と高齢化、また働き方も変化し60歳を超えても働ける間は働き続けるという方がふえ、ボランティアを募ることはますます厳しくなっております。

ボランティアの減少の理由については、今申し上げたことに加えて、家族に介護が必要となった、グループのリーダーがやめると次のリーダー役が見つからない、当日の参加だけで済まずに準備にも参加しなくてはいけないなど理由が挙げられております。

議員言われるとおりに、地域福祉を支える上ではボランティアは大変重要なマンパワーでございます。地域福祉計画でもその必要性、重要性から、普及啓発の推進、伊根町社協ボランティアコーディネーターへの支援強化、ボランティアリーダーの育成支援などを挙げておりますが、平成31年度予算ではこれらに関する予算は伊根町社協への人件費補助と災害ボランティアセンターへの研修費しか計上できておりません。

地域福祉、障害者福祉のボランティア・担い手は必要であります。必要であるのですが、ボランティアはあくまで自由意思で行うものでございます。強制されるものではありません。福祉サービスの継続に従事する人材は有償ボランティアの導入も必要ではないかと感じるころもありますし、もし誰も協力いただけないのであれば、行政が必要な福祉サービスを提供できるよう努めていかなければならないと、そのように思っております。一足飛びに課題が解決するような秘策は持ち合わせておりませんが、住民が求めるサービスを的確に捉え、住民ニーズに合ったサービスが提供できる体制の構築に努めたく考えます。

今後も行政として、地域福祉の担い手である伊根町社協が行うボランティア養成にかかわる研修会への支援や、31年度に策定する地域福祉活動計画においても、ボランティアの観点を取り入れた検討を進めたく考えます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

職員の研修ですけど、確かに町長おっしゃるように、本当に皆さんしっかりと研修を受けられて、

この町政を進めてこられているということが、本当に私はよくわかっているつもりです。ただ、そのやっていることが、さっきもちょっと言いましたけど、広報伊根に掲載されましたね。それはすごくいい研修をされたなと思って、総務委員会でも研修に行かれた方をお呼びして、どんな内容だったか勉強する機会を持たせてもらったんです。

だから、いろいろとこれだけいい研修をしているというのは、町民さんにもしっかりとお知らせすることというのがすごく大事で、そしたらそんな勉強をしてきたのだったら、ちょっとうちにも来てというような感じで、また声がかかるかもしれませんし、反対に行きましょうかぐらいのことを言っていたら、またうれしいなと言う町民さんもいらっしゃるかと思いますので、やっぱり双方向のやり方で、職員さんも伸びていくし、町民の方も勉強してまちづくりにかかわっていくというふうなやり方になっていったらいいなというふうに思います。

それとボランティアも確かにおっしゃるように自由意思で、強制されてするものではないので何とも言えないんですけど、ただやりたいなと思うとっても、子育ても忙しいし、介護も大変だし、そんな時間ないわという、そういう思いの方でも、ちょっと5分、10分でもいいよとか、ちょっとお隣のおばあちゃんに声かけしてよとか、よくわかりませんが、いろんなボランティアの内容ってあると思うんです。

だから、気軽にできる内容というのを、町民みんな考えて、昔はね、おかげさまでいうか、何ていうか、お互いにお隣同士で声かけ合うようなことが当たり前にあったんですけど、そういうこともなかなか個人情報がどうのこうのでちょっと難しい世の中にもなってきていますけれども、もう少しボランティアのあり方とか、かかわり方っていうのをみんなで考えるような機会も持っていたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） そうですね、私、シャイでございましてね、余り自分らでやっていることをあんまりこうしたというふうに職員研修こんなしてました、あんなしてました、余り言いたくないほうなんですけど、そういうことも必要なのかなと。役場の事業ばかりじゃなくしてね、こういう体制でこんなこともやっておるんです、そういうことというものをまたお示しはしていきたいなと思っております。

また、ボランティアのほうですね。最後に山根議員さんがおっしゃったように、ボランティアというんじゃないですよ。町の中で人と人のつながりというものをいかに大事に培っていくかということだと思っただけです。

もうこれからね、悲しいですけど、うちの町でボランティアなんていう言葉はひよっとしたらなくなるんじゃないかなと。ある意味、だけど配食サービスなくなった、もうする方はいないかな。でもこれはちゃんとあそこのほうで、長寿苑のほうでちゃんと移行されておって、当初の目的はもう達成されております、いけています。

逆に言うと、うちなんかでも今やっております不法投棄見回り、あれもいろんな地域を回って行って不法投棄を見て回っているけれども、落ちとるごみを拾って美化に努める、あれだって普通自分の地域ですものですよ、本当は。だけど、だんだんに小さな地域なんかでも高齢化が進んで、いろんなことにかたれる方が少なくなっていく。そのうち草刈りなんかでも自分の里道だからと言っても、なかなかするのでも大変になってくるんじゃないか。そういうのをカバーしていくのが、本当にまさにボランティアという名の、有償ボランティアで今やっておられる方が、なっていくのを得んのかな。もしもそういうことがないだったら、先ほど申し上げましたけどね、町のほうでそういう不法投棄見回り隊のような組織をつくって、やっつけていかざるを得ないのかなと、そのように思っております。頑張ります。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時10分からお願いします。

休憩 10時56分

再開 11時08分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に続き会議を開きます。

次に、公共工事について及び移住定住対策についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。
4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 通告に従いましてお尋ねいたします。

まず公共工事についてお尋ねいたします。

先般京都府精華町において、公共工事発注で官製談合による贈収賄事件が起きました。行政の担当者と業者との間で長年の癒着が指摘されています。公共工事は言うまでもなく、公正な入札競争とその施工される工事の安全性とまた最大の品質が業者に求められます。この事件に際して、他の行政の不祥事と捉えず、襟を正さなければならぬと思います。改めて町の発注する公共工事に対するチェック機能体制とまた工事完了審査のあり方をお聞きいたします。

現在、広報伊根で公共工事の入札結果のみをお知らせしていただいておりますが、より住民に行政の仕事が透明性を持って行われているのか、また入札のあった全ての業者とその入札金額を公表していただき、発注された工事が公正・適切に完了したのか。町民により一層わかりやすく納得、信頼されるような取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

2番目に、先ほどの空き家対策のご質問にも重なるかと思うんですけれども、移住定住促進対策についてお尋ねいたします。

来年度の事業の柱に若い世代の定住とまた地域の維持、活性化を目的に滞在型体験施設がオープンいたします。また、定住の足掛かりとなるお試し住宅が整備され、今後、移住定住に向けて人口減少の歯どめに期待を寄せたいと思います。大原地区に町営住宅ができて、若い世代の増加が見られるものの住宅の供給はまだ不足しているのが現状です。

そこでもう一度目を向けたいのが空き家の活用です。現在のところ、町の空き家バンクに登録されているのが16件です。しかし、まだまだ活用できる、放置された空き家の実数は町もはっきりとは把握できていないのではないのでしょうか。これからも高齢化、過疎化で空き家は間違いなく増加いたします。長年にわたって放置された利用価値の低い空き家は、景観、治安も悪くなる。また、災害で被災した所有者のはっきりしない空き家の取り扱いの問題も起こると思います。最悪の場合、所有者が不明になって解体する場合、公的な負担が生じることも予想されます。

このような状況になる前に、私は地区協議会等を通して空き家の情報を提供してもらい、積極的に空き家バンクに登録してもらえるように地区に働きかけるのが有効ではないかと考えます。そして、実際に空き家バンクに登録された物件が成約すれば、所有者に奨励金を支給する等の制度をつくってはいかがでしょうか。

また、別に新たに分譲宅地を整備し、供給すれば、若い世代を積極的に呼び込む施策となり、定住促進対策として有効と考えます。来年度予算では、移住促進整備事業として380万円を充てられていますが、将来の町の住宅整備としてはいささか物足りなさを感じます。現在、空き家対策や移住に関する窓口は企画観光課、住宅整備に関する窓口は地域整備課となっており、対応によっては重なる部分があるかと思えます。窓口を一元化し、外部からの問い合わせやこれからの積極的な計画に向けて取り組んではいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の公共工事について、町の発注する公共工事の入札に関するご質問でございます。

近年、公共工事に関しての不祥事の記事をよく目にすることがございます。そのたびに我が身を戒めております。ある町ではございますが、あの事件では6人の課長が最低制限価格の札を入れ、ランダムに選んだ3つの札の平均を最低制限価格として設定をしており、その担当者が情報を漏洩していたものでございます。近年は、このように職員が入札予定価格にかかわることにより、理事者の関与がないようにしている自治体が大変ふえてきております。

そこで、伊根町における入札までの進め方でございますが、まず、担当課から工事等の起案がされ、250万円以上の工事であれば指名運営委員会を開催し、指名業者案を作成し、それを最終的に私が決裁をいたします。250万円以下ですと指名運営委員会はありません、担当課の案を私が決定をいたします。私が決定するので、上がってきたもの業者一覧がありますから、こいつはあかんと言えるんですよ。だけどそんなことはいたしませんね、上がってきたものが大概入っております。

して。逆に少なければもう1業者ふやしたらどうかね、ほかにもこんな業者がおるので、同じやったらここに入れたらどうと、当然指名願いが出ていけばですけどね。そういう差配はございます。

そして、工事等の起案に基づき私が予定価格と最低制限価格を決定いたします。予定価格は事前公表でございます。最低制限価格は事後公表としております。また、2,000万円を超える仕事におきましては、私と副町長が値段をつけまして札を入れまして、その平均値を最低制限価格としております。そして入札が行われ、最低制限価格以上で最低制限価格に最も近い札を入れた業者が落札業者となるわけでございます。最低制限価格を割りますと、まあ議員言われるように、工事の内容の保障ができない、質の保障ができない、そういう意味合いで最低制限価格を割っては失格でございます。

この入札の結果につきましては、議員おっしゃるとおり100万円以上の工事等については広報により報告をしております。そこで、落札者以外の結果についての公表のことでございますが、公表については伊根町もやっております。250万円以上の工事については、役場に閲覧に来ていただければ誰でも見ることができます。入札結果の閲覧については、平成28年度で19件、29年度で14件、30年度で4件。その内訳は土木業者と経済関係の新聞社のみであります。このような状況でありますので、今のところホームページでの公表の必要性はないと感じております。

また、完成検査でございますが、完成検査につきましてはいろいろな規定に基づいて担当課のほうで行っております。その報告を私が受けております。公正に行われているかについては、職員は事前の最低制限価格を知る由もございません。そうでありますから、他の市町のように業者に金品をいただいてそういうものを漏らすというような、そういうようなことは起こらないわけでありまして、できないわけでありまして、伊根町の場合ですと、もしできるとすれば私ですね。私もしくは副町長が事によってはそれができるわけでありまして。

しかしながら、私もね、これでも結構京都府警の捜査とまではいかないでしょうけれども、受けているんですね。実際にはないですよ。実際に私直接にはないですよ。水面下で調べられております。定期、不定期に。定期というのはちょっと寄りますけどね、多分1期のうちの4年間のうちの一遍ぐらいは何かにつけて調べられとるんやいますか。また、議員さんでも、おかしい、あいつ何かしとると言って電話すれば、確かにすぐされます。でも、かれこれこの12年間ありますけれども、今まで一度も私お縄になっておりませんので、公正にできていると、そのようにその証明であろうかと思っております。

次に、中嶋議員の2点目のご質問、移住対策についてでございます。

大原住宅ができて若い世代の増加が見られるが、まだまだ住宅の供給は不足している、議員の指摘、そのとおりであろうかと思っております。私はあの大原住宅ができましたとき、家庭用で1つ、単身者用でも1つぐらいあきができるのかな、できてほしいなと思っただけです。そのあきが1つぐらいできた状態がいわゆる需要と供給のバランスが取れているものだと思います。また、公営住宅としての機能が誰かが来られて住宅ないよでは済まんですよ。ありますよ、どうぞと言えるような状況が機能としても満たされておるものと思います。まだまだ足りない状況であろうかと思いませんね。

かといひましてもね、ついこの前、かれこれ2億円ですかね、かけて単費ですよ、あれはね。建てて5棟、家庭用5棟、単身用5棟、もう思い切ってつくったところでもありますよね。やっぱり足らんじゃないか、もう1つ違う場所につくれと言われても、もうちょっとお待ちをいただきたいなと思うわけでありまして。

そのために空き家を活用すると議員は指摘をされております。これは先ほどの長谷川議員のときにも申しあげましたけれども、なかなかこれおいそれとはいかないんですね、空き家というものはましてや空き家は先ほど申しあげましたけれども個人の所有物で、町のものではございません。勝手にどうのこうのはできないわけでありまして、伊根町に極力安価で、あとは良好な物件でありながら、寄附願えるようなものがあれば頑張っ進めることはできるわけでございます。

町は空き家の実数を把握できていないのではないかと問われましたけれども、議員ね、ご質問されるときにこんなことぐらいは担当課に聞いていただきたいんです。把握しとるんかいと。担当課はすぐ答えてくれます。できてなかったらできてない言いますしね。できてたら数字はちゃんと言

ってくれます。町は空き家の実数、空き家については平成25年に実施した調査で295件、5年前の調査ではありますが実数は把握しております。また、その空き家については空き家特措法が施行された後、所有者調査を実施し、その所有者に対してアンケート調査を行い、さらに空き家バンクへの登録意向の確認、さらにさらに登録してもよいと回答のあった17件の方には、登録サポートを行って、もう一度登録の意向確認を実施した上で、7件の新規登録をいただいたところでございます。その後も調査をした物件の所有者から登録の依頼によって追加したもの、また、売買等が成立し抹消されたものがあり、現在の登録数は16件が残っているところでございます。議員が指摘された登録の働きかけなどは既に実施しております。

また、空き家の売買が成立した所有者に奨励金を支給してはどうかというご意見でございますが、なぜ町が奨励金を支払う必要があるのかなと思うところでございます。空き家バンクに登録する物件は、所有者が必要としなくなった、いわば要らないものでございます。要らないものを処分したいから登録する、処分ができたのであれば逆に手数料を支払っていただく、不動産売買における、そんな原則ではないでしょうか。うちは不動産業者じゃないからいただきませんよ。そういうものじゃないかなと思うところでございます。

また私は伊根町に住む誰もが豊かで住みやすい町を目指す、「近き者喜ばば遠き者来る」。それがひいては移住定住につながるものと思っております。移住してもらうために特別に何かをするのではない、そのように考えております。移住者に過分の措置を講じるつもりはございません。

最近多いんですね。移住してくれたら100坪ほど土地をあげますよ。じゃあ、うちはその上に1軒家を建ててあげますよ。じゃあうちは土地と建物と車1台つけますよ、こんなことを、こういう似たようなことを全国の過疎地の市町村がやり合いをしたらたまったものじゃないですね。そんなことで都会の人が田舎に来ていただいても、逆に地方は疲弊をするわけであります。

逆に、伊根町という都会と比べると大変不便なところで本当に暮らしていけるのか、仕事はあるのか、本当に大丈夫かと声をかけたくくなります。それでも伊根町に住みたい、伊根町または近隣市町で仕事をして子供を育てたいという、そういう決意をされ、伊根町に移住を決められた方には、もともとの住民の方と同じようにしっかりと支援をさせていただきます。要は、何かの支援を求めて移住先を探すのではなく、支援はなくとも伊根町の自然・景観・歴史・伝統・文化など町の魅力によって伊根町を選ぶという方に移住をしてもらいたく思うところでございます。

最後に、滞在型観光施設の宿泊者を次のステップにつなげる施策があるのかのご質問でございますが、宿泊者とは観光客で、その方が移住者になるとは思っておりません。宿泊者に対する次の施策に問われるのであれば、リピーターとして再度、伊根町にお泊りいただきたいと思っただけのよう観光に磨きをかけたいと思います。

また窓口での一元化でございますか、ちょっとその、うちとしては内容が地域整備課と企画観光課に分かれたりしますけれども、一応移住者の相談窓口は企画観光課のほうで統一をしておるよう考えておるのでございますが、そのようにこちらとしては思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） ありがとうございます。

公共工事に関しては、やはり長年の信頼が本当の一瞬で失われるような、そういう行政であってはならないと、そういう危惧をした気持ちでございますので、今後とも信頼される住民の方によりわかりやすい行政をお願いいたします。

そして次の2番目の移住定住促進対策のことですけれども、日本一美しい村を目指している伊根町はあちこち空き家でみすばらしい、そういう風景が目につくようではやはり寂しいかなというような、そういう思いも含めて質問させていただきました。この夏に議論される次のまちづくりの指針となる伊根町総合計画には、その滞在型施設の今後の展望やお試し住宅を利用された方のそういう魅力ある伊根町に住みたいと思っただけのような、そういう内容を盛り込んでいただきたいなと、そういうふうに期待しておりますのでお願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 公共工事に関しましては、私の立場でそんな変なことは絶対していません

よと、あり得ない、ちゃんとやっております。ホームページですべからくの工事の結果、何業者がいてどうだった、誰が何ぼで落として誰が何ぼで入札かけた、町民の皆さんにはそれはお知らせする意味は余りないんじゃないかなと思うんですね。必要な方は来られますんでね。それもちょっと制限がありますけれども、それでも公平・公正にやらせていただいている、その自負はございますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

また今後の空き家対策であったり、観光振興であったり、いろんな面、そういったものを今度の次の第6次総合計画を立てるときには、本当にみんなでこういうものについてはどうやっていったらいいのか、それは本当に議論してつくっていききたいな、進めていききたいなと思っております。それぞれに各界各層の皆さんが自分で思われる課題というものをどんどん投げつけていただきまして、そういったものがきれいにまとまっていけるようなものにしていききたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、中嶋議員の一般質問を終わります。

次に、移住定住促進について及び空施設についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） それでは通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、伊根地区お試し住宅についてお尋ねいたします。

お試し住宅は本町への移住の推進を図り、もって本町への人口流入を推進するため、本町への移住を検討している者が本町の風土及び日常生活を体感しながら、定住の足がかりとするために一時的な居住をすることを目的とし、平成28年に整備されました。募集は公募によって行われ、応募が募集戸数を超えた場合は公開抽選されることとなっております。期間は3期に分けられ、家賃や資格、優先順位等の詳細は要項によって定められております。

現在伊根地区は、移住者の方々によって新たな事業が立ち上がったたり、またそれに比例しまして若い世代が自主的に地域や町の活性化についてさまざまな場で活動する機会がふえ、将来に希望が持てる好ましい状況になりつつあるのではないかと感じております。

そこで以下の3点についてお尋ねいたします。

これまでの伊根地区お試し住宅の実績状況をお示してください。2点目は、伊根地区及び他地区へのIターン、Uターンの移住者増はこれまでの移住促進施策の成果のあらわれと評価をしております。このお試し住宅は移住促進施策のきっかけとなっていると検証は可能か、お考えをお聞かせください。3点目、今後のさらなる利活用の方針があればお聞かせください。

次に、本庄中学校跡地についてお尋ねいたします。

平成28年に旧本庄中学校施設の利活用について廃校利活用検討委員会へ諮問されました。平成29年には検討委員会から公社及び体育館は解体撤去とし、目的に合った施設を国の補助金を活用して建設するという結論の答申が出されました。答申結果に至った理由としては、45年が経過した施設では耐震基準が満たされず、施設の安全確保に要する費用と解体費用を概算、比較したところ、解体撤去費用のほうが安価と判明したことです。

また、現在の建物は国庫補助金を活用して建設されたことから、関係法令によって一定の制限がかかります。そこで一旦解体撤去し、更地とすることで関係法令の規制や学校という建物としての構造にこだわることなく、今後の利活用方を幅広く探ることが予測、期待できること。その際は国の補助制度を活用し、目的に合った施設を建設することにより町の財政軽減される等が主な理由でありました。その他として、当時の検討委員会では建物部分の利活用を中心とした内容の意見も多く出されました。

そのことから、建物部分の利活用を中心とした協議もなされましたが、結論としては建物部分は解体撤去とし、グラウンドについては利用することに危険性はないため、必要に応じて柔軟な開放を行い、引き続き日常的な維持管理に努めていただきたいと追記をしております。この答申後も引き続き旧本庄中学校施設は特に地元からの明確な利活用の要望もないこと、また解体費用も高額になること等の事情も推測され、本予算では維持管理費用は改正されていましたが、現在のところ解体撤去の明確な予定はないように見えます。

そこで以下の2点について見解をお伺いいたします。

解体の見込みもしくはめどについて予定はあるのでしょうか。2点目、検討委員会の中で施設のある自治区主導で利活用を探り進めるのが妥当ではとの意見もありましたが、明確な利活用の計画もしくは要望が出るまでは当面現状の維持管理をしていくのでしょうか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんの移住促進について、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

お試し住宅の活用実績でございますが、平成28年度は3件、29年度は3件、30年度も3件の計9件の方が利用されております。件と申したのは個人であったり、またご夫婦であったり、それから家族であったり、そういうようなのが混ざっておりますのでそういう言い方をさせていただいております。そのうち3年間で2名の方が伊根町に移住をされております。この1名の方はだんなさんもみえられるということでございます。

お試し住宅の目的としては、実際に住んでみて伊根町の町、暮らしを体験してみるというものと、3カ月の間に伊根町で住むために仕事、家を探すというものを想定しております。前者の伊根町を体験してみるという方は、移住を考えている方が移住先を検討している候補の一つとして伊根町があり、伊根町への移住は選択肢の中の一つというものでございます。後者の仕事、住むところを探すという方は、移住先は伊根町にほぼ決めており、伊根町での生活の基盤を確保する準備期間という状況なのではないかと推測をいたします。

実際に伊根町に移住された2名は、お試し住宅に居住中に期間満了後の居住先を決められています。お試し住宅が移住のきっかけになっているかどうかは、それぞれその方の考え方ができるのできっかけかどうかは少し判断しかねるところでございます。ただ、伊根町を移住先として選ぶということにおいては、伊根町を体験してみる、仕事、住むところを探すの両者においても、お試し住宅はその効果があり、移住後のギャップの解消という点においてもお試しの意味は大きいものと考えております。

今後のさらなる利活用の方針についてのご質問でございますが、平田お試し住宅は、お試し住宅に利用するということで所有者の方からお借りしている物件でございますので、それ以外の活用は考えていないところでございます。毎年3件の利用者があり、中には利用決定が抽選が必要となる、そういう期間もあるわけでございます。現状の手法を維持していきたいと考えております。

また、平成30年度には、本庄上お試し住宅を整備いたしました。こちらは山版という位置づけをしており、農業に興味のある方の利用を想定しておりますので、これまで最長3カ月としてきた利用期間を最大1年まで延長できるよう実施要綱の改正も行っておりますので、両施設とも趣旨に沿ってしっかり活用していきたいと思っております。

以上でございます。

次のほうは教育長のほうからご説明申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、和田議員さんの質問にお答えします。

空施設について、2点の質問をいただいております。1点目の建物の解体の見込みもしくは予定があるのかということですが、伊根中学校の事例を紹介しますと、伊根中学校を改築した際、旧校舎及び体育館の解体費用に約6,000万円を要したと考えています。解体し、新たな利活用をする場合は、その補助金なり地方債なりが活用できる可能性があります。解体だけですと全額が町単費となることから多額の費用となり、実施することは困難であり、答申に沿った解体撤去にはいまだ至っておりません。

また、平成29年3月に作成した伊根町公共施設等総合管理計画では、今後も利用見込みのない施設については、1、原則統廃合及び取り壊しの対象とすること。2、廃止する施設については速やかに取り壊しを行い、安全面の確保や計画の保全及び事業費等の削減、平準化を図る。3、有償で売り払いや貸しつけを行う等、財源確保の手段として有効に活用することとあります。解体後の利活用、必要な財源の確保等を確実にを行う必要があります。しかし、現在のところ利活用の方策は、解体するにも財源確保が困難であるため解体の見込み、予定はございません。

2つ目に現状の維持管理をしていくのかとのご質問であります。施設の現状は、現在電気、水道、浄化槽、建物共済の契約を停止しました。しかし、グラウンドを含めた敷地内の草刈りは継続していくこととし、平成31年度当初予算に草刈り業務の予算を計上させていただきました。この先どのように情勢が変化していくのかわかりませんが、現状では草刈り業務と校舎内の定期的な見回り等の管理については継続して取り組んでいく予定としています。

以上です。

後になりましたが、小学校、中学校の卒業式にはご臨席を賜りありがとうございました。中学校の14名も無事卒業し、全員合格を果たしたところで高校へ進学が決まりました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 答弁ありがとうございました。

伊根地区のお試し住宅に関しましては、しっかりと効果が出ており、また昨年12月に完成した山版の本庄地区のお試し住宅も、伊根地区にあるお試し住宅にならってより移住定住の足掛かりになるように今後我々も協力して引き続き活用しながら、移住定住のお手伝いできればと思っております。

本庄中学校の跡地についてですが、今、教育長、ご丁寧な答弁をいただきありがとうございました。解体撤去に関しましては災害復旧の最中という現況であり、先ほどおっしゃられました費用の面等を考慮して事業の選択の優先性から考えても早期着手というのは現実的に困難なものではないかなというふうに理解しております。

重複しますが、昨年12月より本庄地区においてもお試し住宅は完成しており、この完成したお試し住宅は今後も最大限に活用をされて、本庄地区においても新たな定住促進に貢献できるものと期待し、協力していきたく思っております。

伊根地区には既に活用されているお試し住宅とは立地上、先ほど町長おっしゃられたように山版ということで利用される方の意図は伊根地区とは少し異なるのではないかと予測しております。恐らく実際に農業体験しながら、お試し住宅活用ということになるのではないかと予測しており、その農業体験をする際に、例えばフェンスに囲まれた今の空き地の本庄中学グラウンドがもし農場であれば、有害鳥獣被害の可能性も低く、かつ四方を川や水路に囲まれる旧本庄中学校のグラウンドは非常に農地としては魅力的な場所になるのではないかと予測しております。また既存の施設は農作業をする場として農地から近い効率のよい作業場となるのではないかと思っております。

この農地化したグラウンドと作業場としての旧施設、そして新たに完成したお試し住宅を活用し、新規農業体験をしてもらい、行く行くは新たな新規就農業者として迎え育てていくことで定住促進、移住促進につなげていける可能性があるのではないかと思っております。

また、新規就農業者とは別に2年前からたび重なる台風の到来により、生活にかかわる深刻な水害被害を被っておる本庄地区の特にハウス農家の方々は、現在の筒川沿いの農地に将来的には不安感を持たれております。加えて、たび重なる有害鳥獣被害により耕作農地を放棄せざるを得なくなった方々も既にフェンスが設置されて、四方に水路があるグラウンドが農地となると、そこは非常に魅力的な農場となります。

以前から有害鳥獣被害により農作業を日課にしていた高齢者の方々が畑に行けなくなり、寂しい日々を過ごすことになったという声も聞かれます。この本庄中学校跡地を農業施設として活用していく話は、今は農業関係者、地域の方々の中から実際には聞かれておりますが、現段階ではまた地域団体や自治会、各関係団体等としてまとまった意見や要望として上がるまでには至らず、協議段階であると思えます。

協議がまとまり要望としてできた際には、さまざまな検証や調整も必要かと思われれます。今、舟屋はもとより、全国的に空き施設は以前に比べてふえており、その中で有効活用されているものもありますが、さまざまな事情から空き室のまま維持されているところも少なくありません。どうか今後地域や関係団体から有効な活用法や要望、もしくは提案されたときにはぜひ前向きな方向で検討をお願いすることとし、私の一般質問といたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 空き施設の有効利用ということは常々考えております。一応地元からの正式な要望というのは一旦書面になってこちらに上がってきておるもので、またよくよく聞けばいろんな考え方の方もおられますし、またなかなかいい話じゃないかということをお耳にいたします。また、こっちからも問い合わせをさせていただきますけれども、皆さんのそういう意見をいろいろと聞いていきまして、集約いただきまして、また協議会などで存分にご発言願ひまして、また新たな方策というものを見出していきたいと思います。

我々もそんなに、この前ここでね、解体だと言われたから、もう解体だ、ただ金がないのでせんのだと、そんなしゃくし定規な物の言い方をするつもりはありませんので、柔軟に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。午後は1時からよろしくお願ひいたします。

休憩 11時48分

再開 12時57分

○議長（上辻 亨君） 再開をいたします。

休憩前に続き会議を始めます。

最後に、受動喫煙防止対策について、法定外目的税（宿泊税）について及び路上駐車対策についてを通告議題とし、濱野議員の発言を許します。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 間もなく歴史的な皇位継承によって平成からその先の時代へ新たな幕が開かれます。時代の転換点に立ち会う喜悦と誇りをかみしめ、皇室への尊崇と親愛の念を一層強くしているところでございます。

それでは、平成最後の一般質問に入らせていただきます。

受動喫煙防止対策についてでございます。

昨年2018年7月に健康増進法の一部が改正されました。同改正はことし2019年から段階的に施行され、2020年4月に全面施行されるに当たって、本町が行うべき取り組みと20歳未満の子供たちや患者、妊婦をはじめ、健康のため望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりについて伺ってまいります。受動喫煙とは自分の意思とは関係なく他人のたばこの煙を吸ってしまうことを言います。たばこの煙には喫煙者が吸っている主流煙のほかたばこの先から出る副流煙があり、このほかに喫煙者が吐く呼出煙があります。受動喫煙はこのうちの副流煙と呼出煙から起こるもので、特に副流煙には主流煙よりも多くの有害物質が含まれています。これはたばこを吸い込む際のたばこ先端の温度と吸い込んでいない状態で燃焼している温度に大きな差があるため、有害物質が分解されずそのまま立ち上るためです。

厚生労働省によると、受動喫煙の被害を受けている方は心筋梗塞や脳卒中、肺がんのリスクが高まることや子供のぜんそくなどの発症リスクも高まること明らかになっています。

2016年に国立がんセンターが発表した報告によれば、受動喫煙の被害を受けている方が罹患する疾病リスクは被害を受けていない方と比べ、肺がんや脳卒中で1.3倍、その他多くの病気でリスクが高くなっていると結論づけております。実に年間約1万5,000人が受動喫煙が一因となる病気にかかり、死亡していると推測されており、これは交通事故の死亡者数約4,000人の3倍以上の人数になります。このことから、受動喫煙が町民の健康に及ぼす影響は少なからずあると考えます。そのため、多数の人が利用する施設については、区分に応じて受動喫煙を防止するための措置が必要となります。

余談ではございますが、皆さんご存じのホテル経営大手である星野リゾートでは、他社に先駆けて1994年から喫煙者の不採用方針を明確に打ち出し、現在も取り組みを続けています。不採用方針をとった理由としては、喫煙する社員のニコチン切れによる集中力の低下や喫煙スペースの無駄、たばこ休憩をとらない非喫煙社員の不公平感を挙げています。

同社は、社員の喫煙に伴うリスクや損失を企業競争力に直結する問題として捉え取り組みを続けており、採用サイトでは喫煙者に対し入社時にたばこを絶つことを誓約していただければ、問題なく選考に進んでいただくことは可能ですと明記するといった念の入れようでございます。喫煙者を

不採用とすることは、差別に当たらないのか、問題ではないかという意見もありますが、しかし企業がどのように望ましい人材像を定めるか、どのような人物を採用するかは基本的に各企業の自由と言えます。また法的にも喫煙習慣の有無を採用の選考基準とすることは問題ないようです。

また、通信大手であるソフトバンクも社員の健康増進を通じて生産性を一層向上してもらおうと社員の禁煙を段階的に進めており、2020年4月からは外出先も含めた就業中の完全な禁煙を義務づけると発表しています。

しかしながら、なかなか喫煙習慣を絶つに至っていない喫煙者も一定数おり、また喫煙が法律で許されている以上、20歳未満の子供や病気を抱えている人が主に利用する施設や屋外においては、受動喫煙対策をより徹底して行う必要があります。また、改正健康増進法では国及び地方公共団体の責務として本年7月1日に行政機関庁舎や学校、病院などの敷地内での一部施行も定められています。これらの状況を踏まえて、本町では具体的にどのような受動喫煙防止対策を行っていくのか、公共施設における取り組み状況や禁煙支援施策等について詳しく伺ってまいります。

第一種施設（行政機関の庁舎、学校・病院等）は原則敷地内禁煙となります。また、他市町の事例では敷地内駐車場の車中も禁じています。公共施設の現状と今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。七面山駐車場や伊根浦公園等の屋外における分煙施設設置の考えはないか。また、受動喫煙防止のための施設整備の助成等について、町独自の施策を打ち出す考えはないかお伺いいたします。路上でのたばこ喫煙行為をなくすため、路上喫煙禁止エリア設定の考えはないかお伺いいたします。

2つ目は、法定外目的税（宿泊税）についてでございます。

当町の魅力を一層高めるとともに、観光客受け入れ体制を整備するに当たっては、財源確保が最重要課題となりますが、これらの課題に対処し、諸施策に要する費用に充てることを目的とした宿泊税をはじめとする目的税を導入することは極めて重要であると考えます。

宿泊税は2002年に東京都が全国に先駆けて自治体独自の法定外目的税として施行し、東京都の観光振興のために使われております。この宿泊税は、東京都に続いて2017年からは大阪府、2018年10月からは京都市、そして本年4月からは金沢市でも導入されているほか、北海道、福岡県でも導入が検討されております。2017年の一般質問答弁では、金沢市の宿泊税導入検討について、市町村レベルでの導入事例はなく、慎重な検討を要するとの総務省コメントを挙げつつ、一層の慎重な検討が必要であると考えていると答弁いただいておりますが、その金沢市でも来月から宿泊税がスタートいたします。

法定外目的税は宿泊税だけでなく、当町でも2015年から舟屋景観の維持及び観光施設の維持整備並びに水産振興を目的とした景観協力税の導入について関係機関と協議、検討を進めてきた経過もあり、自主財源の乏しい本町にとって目的税導入は極めて重要な検討対象であるということも言うまでもありません。

日常生活を送る町民と日常から離れて非日常を楽しむ観光客が共存共栄できる地域づくりを推進するため、宿泊税をはじめとする目的税を導入すべきだと考えますが、2017年3月定例会以降の検討状況と今後の導入に向けた町長の見解を改めて伺ってまいります。

3つ目、路上駐車対策についてでございます。

路上駐車対策については、本町でも2017年3月の大西駐車場、4月の七面山駐車場、伊根浦公園駐車場を順次設置していこう、観光客の路上駐車は随分と改善されてまいりました。駐車禁止区間並びに道路交通法第45条第2項による路肩側に0.75mあけ、右側に3.5m以上の幅がない道路では駐車禁止となっております。

しかしながら、道路利用者の多い伊根地区では地区内に駐車禁止標識が19カ所以上設置されているにもかかわらず、観光客にとどまらず一部住民等も路上駐車に及ぶことが常態化している現状が見受けられます。

道路利用者の安全確保のためにも、こうした違法駐車は警察と連携して取り締まるとともに、町営駐車場やおきなぎの家の前駐車場、また民間駐車場の利用を促すなど、個別の啓発指導が必要になってきていると考えますが、本町における路上駐車対策について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の受動喫煙防止対策についてでございます。

平成30年7月に健康増進法の一部が改正されました。趣旨といたしましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずるべき措置等について定められたものでございます。

改正の趣旨は、3つの基本的な考え方が提示されております。1つ目は、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置すること。2つ目には、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮すること。3つ目は、施設の類型・場所ごとに対策を実施することなどが挙げられております。

ご質問をいただきました受動喫煙防止の現状と今後の取り組みについて述べさせていただきます。

まず、行政機関の庁舎、学校・病院・児童福祉施設等の第一種施設についてでございますが、2019年7月から原則敷地内禁煙となります。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することは可能とされております。

現状といたしましては、役場庁舎は喫煙室を敷地内に設置しております。また、町内の学校・病院・保育所については既に敷地内禁煙となっております。各地区公民館については、屋内に分煙機を設置しておりますが、受動喫煙を防止するために必要な措置は実施されていないのが現状でございます。

今後の具体的な取り組みについてでございますが、役場庁舎につきましては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができますので、現状を維持したく思います。また、多くの方が利用される各地区公民館につきましては、望まない受動喫煙を防止するために屋内の分煙機の撤去を実施し、敷地内禁煙を実施していきたいと考えております。

指定管理により管理を行っております観光施設等につきましては、原則屋内禁煙で、喫煙できるのは標識の提示のある喫煙専用場所だけということになります。観光施設等につきましては、指定管理施設なので、町からは指導を実施するにとどめたいと考えております。受動喫煙を防止するための屋外における分煙施設でございますが、今のところ設置の考えはございません。また、施設整備の助成につきましても助成の予定はしておりません。

路上喫煙禁止エリア設定につきましても、観光客の多く訪れる伊根浦でも路上喫煙禁止を求める意見も町として把握しておらず、多くの観光客もマナーとしてくわえたばこで行動する方もほとんど見ることはございません。また、路上喫煙禁止となりますと住民も対象となりますから、現在のところ路上喫煙禁止エリアの設定は予定をしております。最近おうちのほうでもたばこを屋内で吸われないんですね。外に出て来られるわけでありまして、家の中で吸われなくて外に出てきて、今度はエリア禁止でおまえ吸っちゃあかんと、ちょっとなかなか難しいところがあるんじゃないかと思えます。

2点目のご質問、法定外目的税（宿泊税）についてでございます。

この質問は、一昨年3月議会でもいただきました。関係業者等のご理解が得られるものならば、地方自治体に与えられた課税自主権に基づき法定外目的税（宿泊税）の導入を検討したく考えます。しかし、慎重な検討が必要であると考えております、そのように回答をさせていただいたところでございます。

平成30年10月から、東京都、大阪府に続いて3例目となる京都市でも徴収が開始されております。非課税とする宿泊料金を設定していない点や、先行する2件の例よりも高額な税額という点、民泊法に基づく民泊をも対象施設としている点が大きく異なっております。

また、平成31年4月からは4例目の石川県金沢市で、1人1泊について宿泊料金が2万円未満のものは200円、2万円以上のものは500円とする宿泊税の徴収が開始されることになっております。年間7億2,000万円の税収を見込まれておるところでございます。

本町の年間宿泊者は約3万8,000人、金沢市の例に税額を試算いたしますと年間で760万円の税収が見込めることとなります。自主財源の乏しい当町にとっては大きな自主財源になるわけでございます。

では、宿泊税は円満に徴収されているか、宿泊者とのトラブルは起きていないのか。京都市の例のようでございますが、先日、新聞報道では宿泊者からの支払いを拒否され、泣く泣く施設側が、ホテル側が肩がわりをした。フロントで宿泊税について説明すると宿泊税がかからない別の地域のホテルに行くと言い残して去っていかれたなど、トラブルに関する報道がなされております。

伊根町の観光入り込み客数は平成29年に30万人を超え、30年度は、これは速報値でありませうけれども32万9,000人の見込みとなっております。宿泊者数においては昨年大雪、大雨、たび重なる台風の影響で29年度をちょっと下回る見込みでございます。さらに宿泊者については、昨年末から少し違った動きが伊根町ではございます。伊根町と申しますより伊根地区でありますね。伊根の舟屋の宿は高いから、夕方のバスで橋立まで帰って橋立で泊まる、そういう方が出始めております。このような宿泊者動向、施設と宿泊者のトラブルなどをよくよく考え合わせますと、魅力的な税収ではあるものの、安易に宿泊税を導入したいとはちょっとなかなか言えないんじゃないかな。いろんなものが相乗効果となって当町の観光の評判を落とすようなことになってはいけないな、そのように思うところでございます。

しかしながら、海の京都によって増加しつつある観光客への対応、また、国の地方創生交付金がなくなったときの海の京都DMOへの負担金の問題など、近隣市町においても同じような課題を抱えており、宿泊税によって解決できることがあるやもしれません。現状では導入の予定はございませんが、5市2町もしくは2市2町など広域の場において、この宿泊税について議論をさせていただきたいと思っております。

やはり金沢市がやられたと言っても規模が違いますので、全国に先駆けて当伊根町が宿泊税をやるというのは、ちょっと諸刃の剣のようなところがあるかなと思うんですね。プレスだとね、おもしろがって書き立ててくれて伊根町の名前は案外売れるかもしれませんけれども、その売れようはちょっといささか、どっちのほうに振れるか難しいところがあるんじゃないかなと思います。うちだけでやるんじゃないくて、広域の場で検討させていただきたいなと思っております。

3点目の路上駐車対策についてでございます。

路上駐車につきましては、以前から通学や散策など歩行者等の安全に対し問題があり、町といたしましても駐車場を整備し、その被害を軽減してきたところでございます。大西から平田周辺は駐車場整備により一定の軽減ができ、さらに、住民へは駐車場の利用を促すことができるようになりました。実際に路上駐車を常態化していた方に指導とお願いをし改善した例もございます。また、おきなぎの駐車場もこれも進めておりましてもういっぱいでございます。

一方、大浦から亀山までの間につきましては、特に魚釣りをする方が漁協周辺で路上駐車をされ、苦情が漁協や派出所によくございます。町、漁協、駐在及び水産会社で協議を行い、それぞれの役割を決めて、その都度注意を行ってきたところでございます。これにより、従来よりは改善されてきたなと思っております。

奥の亀島側は駐車場がなく、依然として固定化した住民の路上駐車がある状況でございます。駐車場の整備が必要と考えているところでございますが、なかなかそのような用地が求められていないのが現実でございます。また、警察は観光客の違法駐車を注意するにしても、住民が同様に駐車違反をしては注意がしにくい。住民も同様に取り締まりますかと言われております。地域住民もそれなりの覚悟が必要ではないかなと思っております。

議員おっしゃるとおり、道路交通法により路肩側は75cmをあげまして、車道側を3.5m以上の幅がない道路に路上駐車している車両につきましては駐車禁止ではありますが、これはどうなんですかね、今もそれなりにいろいろと進めさせていただいております。いきなり警察が厳しく取り締まるのではなくして、警察とも連携し粘り強く違法駐車について周知を努めたく思います。啓発に努めたく思っております。

それでも改善がなされないということになれば、それはそれなりに警察に協力をいただきながら対策を進めなくてはいけないのかなと、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 町長ご答弁ありがとうございます。

受動喫煙防止対策については、法に定められたとおりでございますので、粛々とまた進めていただきたいのと、各種公民館についてはそれぞれの事情等もあろうかと思えます。それとも配慮した形で進めていただきたいというふうに思います。

法定外目的税については、もう少し前向きなご答弁があるのかというふうに少しながら期待はしておったのですが、同じような悩みを宮津市のほうでも抱えている中で、広域で海の京都エリアであったり、そういったエリアで検討の話をもまずするというのをいただきましたので、前向きな答弁というふうに捉えさせていただきたいと思えますので、引き続きこういったものについて財源確保について努めていただきますようお願いいたします。

路上駐車対策については、今回私がこの一般質問をしたのは、ある意味町民の方への啓発の意味もございました。そうしたことで住民の方が気づいていただいて、この車両は駐車違反なんだよということがわかっていただくことによって、解決につながればという思いもありましたので、これを一つのきっかけとして今後広報等でも啓発いただいて、1台でもそういったものがなくなるようをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） くり返しになろうかと思えますけれども、議員言われましたように受動喫煙については、法規・法令に基づいて粛々と進めさせていただきます。公民館はちょっとかわいそうかなと思ったりするんですけどね、かといってあの機械を取ってしまって喫煙室をつくるというわけにはちょっと公民館はそこまでいきませんので、もう撤去させていただきたいなというふうに思っております。粛々と進めさせていただきます。

法定外目的税についても魅力的ではありますが、もうちょっと様子を見たほうがいいんじゃないかなと、広域の場で協議をしてみたいと思います。

路上駐車について、言われるとおりかと思えますね。なかなか皆さん駐車違反であることをご理解願えていないのかな。また逆に、釣り客あたりは嫌なんですかね、100円でも150円でも払うのが。どうしても何か脇のほうにとめて、あれはわかっているはずだと思うんですけどね。逆にそれだけを取り締まるというのは警察はやりにくいという、だからみんな伊根湾、伊根町しっかりとやりますが、それは覚悟が要りますよということでもあります。これからも今言われましたように、住民さんには啓蒙啓発をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして濱野議員の一般質問を終わります。

これもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（上辻 亨君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。一般社団法人の設立状況等についてをお願いします。上山副町長。

○副町長（上山富夫君） それでは、私のほうから一般社団法人の設立状況等についてご報告させていただきます。

本件につきましては、12月議会におきまして平成31年度から株式会社油屋が舟屋の里公園の指定管理者となることについてご承認いただき、2月の臨時議会では株式会社伊根町ふるさと振興公社の今後についてということで、方向性を皆様にご報告させていただいたところでございます。

その方向性としたしましては、当面廃棄物収集やし尿くみ取りなどの環境衛生部門の業務を担う新たな法人を立ち上げ、その後には公共等が発注する各種業務、例えばスクールバス、町マイクロ、買い物支援バスなどの各種運転業務、ごみパトロールや道路の維持管理などの業務についても極力町内の事業所に委託する、そこで雇用を創出して伊根町内でお金が循環するような仕組みを構築することとして、これら公共的要素の強い事業であることから、伊根町が積極的にかかわることができるような形態にしたいと考えている旨をご説明させていただいたところでございます。

現在の株式会社伊根町ふるさと振興公社につきましては、過日3月20日の臨時株主総会において3月末日をもって解散することが可決され、今後は清算人を立てその清算に向けた手続を進めていただく運びとなっております、清算完了後に決算総会を開催し完結する予定であります。

一方、新会社につきましては、現在設立に向けた準備を進めております。本日お手元に配付させていただきました資料、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の定款をごらんください。ページめくっていただきまして第1条から記載があります。

まず第1条にありますとおり、新会社につきましては名称を継承することとして、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社とし、4月1日付で法人登記する予定でございます。

第2条では、主たる事務所を伊根町に置くこととし、具体的には伊根町最終処分場の管理棟を計画しております。

第3条に、設置の目的としましては、塵芥、し尿収集運搬及び霊柩車運転代行に関する業務をはじめ、今後事業展開が考えられる業務内容を掲げたところでございます。

第2章の社員、第3章の社員総会につきましては、一般社団法人としての標準的な内容を定めさせていただきますところとです。

第4章の役員につきましても、標準的な形式をとっておりますが、第16条で役員は2名以上5名以内、監事を1名とすること、また、理事のうち1名を代表理事とすることを定めております。第22条で報酬等を定めており、その内容は総会の決議によるものとしております。

第5章にあります第23条の事業年度につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までとさせていただきます。

第6章附則の第26条をごらんください。第26条では設立時の理事について、私上山富夫と鍵良平、千賀和孝とし、私が代表理事を務めさせていただくこと、監事は増井和彦としております。

第27条では設立時の社員は伊根町長吉本秀樹と、私人であります上山富夫とすることを定めております。

本定款につきましては、添付のとおり3月6日に公証人に認証いただいております、社団法人の設立は4月1日に法務局で手続する運びとしております。当面は現在の公社が受託されている環境関連業務を受託することから始める予定としており、現在の事務員と作業をいただいております嘱託社員の皆様には引き続き業務に当たっていただく予定としております。今後は安定した運営ができるよう、受託業務拡大に向けて取り組みたく考えておりますので、今後とも議員の皆様からのご指導のほど、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社にかかわる現状と伊根町及び一般社団法人の考え方として行政報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（上辻 亨君） このことについて、何かお聞きしたいこととかありましたら。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 今度一般社団法人化されるということで、従来の振興公社であれば議会のほうで事業報告等がされていたと思うんですが、そういったものは今後なくなるという理解でいいのか。その辺について説明をお願いします。

○議長（上辻 亨君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 今回、一般社団法人ということで、法的には議会への報告義務はないものと思っておりますが、行政が主要な公的業務を請け負っていくということでもございますので、必要に応じてご報告申し上げるべき点がありましたら、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） ぜひ1年に1回程度は報告ができるのであればしていただきたいというふうに思います。これ会計監査委員の監査の対象になるんでしょうか、その事業内容については。

○議長（上辻 亨君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 一般社団法人としましては、町の監査委員に入ってください部分ではな

いというふうに思いますが、町の委託する業務でございますので、それに関連して十分な監査もしていただけるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） ほかにありませんか。ないようでしたら、一般社団法人の設立状況等についての行政報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（上辻 亨君） 日程第4、議案第4号 平成31年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） それでは、議案第4号 平成31年度伊根町一般会計予算について拓政会を代表し賛成の立場で討論に参加いたします。

31年度一般会計の歳入歳出予算総額は30億8,800万円、昨年度と比較し増減率は10.9%の増でございます。金額にして約3億円となる主な増額要因は、防災行政無線整備管理運用費の1億1,622万円、平成32年4月から定められたごみ全量受け入れを予定し、現在建設中の処理施設の事業依頼主である宮津与謝環境組合への負担金1億8,586万円でございます。

行財政情報配信システムの構築は災害時における情報伝達及び情報共有はもちろん、今後も変化していく将来の日常生活の中、町の福祉、医療、商工、観光等、使い方や運用の仕方によっては、幅広い分野において効率的かつ効果的で迅速な対応が可能となることが想定できます。加えて情報配信システムをめぐる業界における時代の変化は恐らく我々の予想をはるかに上回るぐらい形で年々変化を遂げていくことも予測されます。

今後運用していく上で、その変化に柔軟な対応をしながら、さまざまな場面において効率的かつ効果的な運用を期待するところでございます。

もう一つの増額要因であります宮津与謝環境組合の負担金は、現在人口割の負担率から将来的にはごみ量よっての負担率になることも予測されます。今後においてこれを機に町民へのごみ減量化へのさらなる理解とご協力を呼びかけていただきたく思います。

次に、平成31年度の主な当初予算事業から地域公共交通確保に関して地方バス及び町バスを含めた生活交通路線の維持確保も全国的な運転手不足の問題から、これまでにない変化が予測されます。町民の皆さんの生活に合ったでき得限りの利便性維持に向けた対応が必要となります。この件を含め、人手不足から来る問題は今後の伊根町にとって公益性のある事業に悪影響を及ぼすことも予測されると同時に、大きな課題となることも予測されます。課題解決に向けては、今後の動向を注視しながら、常に対応策を考えていかなければなりません。先ほどご説明ありました一般社団法人、こちらが立ち上がるというふうにご説明していただきました。この一般社団法人が課題解決になればと大きく期待をするところでございます。

人手不足という問題も発想を変えれば、町内雇用先の創出となるやもしれません。うまく対応しタイミングがあれば移住定住希望者の大きな課題である雇用先の確保という課題解決にもつながる可能性もあります。

滞在型観光体験まちづくり事業においては、これに関する条例制定が今議会においても可決されました。インバウンド効果は昨年比に比べ少々陰りが見えてきたとの声も聞きますが、伊根浦の宿泊先不足の声もいまだに耳にします。この事業の立ち上がりによりさらなる交流人口の増加、町内の雇用先確保と新規事業者の増加を期待するものであり、今後は町民、町内事業者にとってモデル事業として運営されていくことを検証しながら期待するものでございます。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業に関しましては、国の採択に選定されてからの事業採択となりますが、事業実施の際は精査の上、安心・安全を第一とした再生可能性エネルギーの実施をお願いいたします。

また、保育所、学校運営管理に関しましても安心・安全で快適な場としての維持をしていくため、迅速な対応をするための予算が組まれていることは大いに評価するところでございます。当町は子育て・学業支援に関しましては全国の自治体に先駆けて実施しており、大いに評価、自慢できる点でもあります。今後は学力向上も視野に入れたさらなる取り組みにより、この事業の成果と効果を

町の大きな魅力として発信していければと思います。

加えて、農業、漁業、中小企業に関連する各種支援対策も継続し、予算計上されていることも評価しております。

有害鳥獣対策につきましては一定の効果は出ておりますが、町民の意識レベルではまだまだ不十分との認識が強いのが現状でございます。行政も住民も互いが情報共有して、協力して歩み寄ればさらなる防止効果も期待できる余地があることから、我々議員の立場としてもしっかりと協力していきますので、ハード面とソフト面を合わせた被害防止に向けてともに活動していくことを期待いたします。

景観形成事業に関しましては、いよいよ平成31年度より町内サイン化計画に基づき実施をされます。先立って本庄地区の滝山保勝会からの要望事項であった案内看板の設置から始めていただくことになり、これを皮切りに伊根町屋外広告物条例の普及と町内にある屋外広告物の適正化が図られ、統一感のある魅力的な地域、町になることを期待しております。

災害復旧対策は町内の河川や道路、農地、また町内とつながる道路等も未復旧の箇所が多々あります。引き続き迅速に工事完了を目指し、安心・安全な住みよい町になるよう我々議員とともに関係機関と協力して進めていただきたく思います。

また、今議会においては、消防団運営交付金の資料提供に応じていただき、それについても議論もございました。その際、元団長でもある町長のほうから、団長をはじめとした本部役員及び消防団員は地域の安全・安心を守るために24時間常に災害が発生すればすぐに駆けつけなければならない重責を担っており、プレッシャーのかかる大変な仕事であるという趣旨の発言がありました。おっしゃるとおりで、消防団員は役職の差こそあれ地域の安心・安全を守るという同じ使命感のもと、有事発生の際はでき得る限り迅速な対応をし、常日ごろから被害拡大の防止及び防災に努めなければなりません。そのために日々仕事や休日を犠牲にして訓練もし、有事発生の際はいかなる場合においても可能な限り出動いたします。

この2年間は4月から10月の間、第2分団を中心にたび重なる台風による警戒出動は毎週末、夜から朝方の出動がありました。また過去の火災出動を振り返っても、現場にはまず一番に駆けつけていただけるのは消防団OBでもある自治消防団の方や地域住民の方々であり、その後、続々と現場に近い消防団と橋北分署の小隊が駆けつけて消火作業に当たっていただいているのが現状でございます。その際の組織は橋北分署が先に着けば分署の隊員が当たり、消防団員が分署より先に着けば、そこの部の部長、班長、もしくは分団長、副分団長が現場の指揮に当たります。現場の指揮に関しては、役職に関係なく消防団員はおのおのの仕事についており、到着の順はそのときどきと現場によって変わりますが、ここ10数年の有事の際の現状は今述べたとおりでございます。

また火災が発生すれば、当然火災出動の対応を検証し、至らなかった点を克服するため、いつ発生するかわからない災害有事に備え、各部分は分団として火災発生を想定した反省を踏まえた訓練をします。また消防団員の経験のある方なら当然ご存じだと思いますが、府の操法大会があり、それに向けて各分団は若い団員に操法要員を依頼し、分団全員が約3カ月、週二、三日のスケジュールでみっちり操法訓練に取り組みます。この際には操法大会特別交付金として10万円の交付金が配付されますが、操法要員の4人から5人分の手袋やシューズ代で全て相殺されるのが現状でございます。

操法要員を中心とした多くの関係者の慰労にかかる額は操法を引き受けた分団もしくは各部から支出しますが、その代分は団員の出動手当から支出せざるを得ないのが現状でございます。昨今の消防団員手当の支給に関しての問題は、たびたび新聞やネットでも報道はされております。今回の資料提供に応じていただいた際の議論は、本部や消防団の会計のあり方に不審な点があるということを指摘するものではなく、そういった部分の改善を提案した議論であったと認識しております。

町長からは、消防団や消防団員に関してはもっと報酬があってもよいという、非常に心強いお言葉をいただきました。今後消防団員の減少が予測される中、災害発生時の出動はもちろん、行方不明者の捜索等の出動もふえてくることも予測されます。ぜひとも地域の安心・安全を維持する崇高な使命のもと、頑張っていたいただいている消防団及び消防団員の報酬アップを含めた待遇改善を今後は前向きに検討していただければありがたく願っております。

また、昨今におきましては、働き方改革が注目され、近い将来には同一労働同一賃金の雇用形態が形成されていくと予測されます。そしてことしは地域福祉計画、子ども・子育て支援計画をはじめ、伊根町総合計画策定に向けた年ともなります。今後も限られた財源の中で事業成果の本質を見きわめ、厳しい選択と集中による事業選択をせざるを得ません。再選された吉本町長率いる町政部局と新たなメンバーが入った町議会とともに、目まぐるしく変わっていく時代の中、町政運営の両軸として同じ目的である小さくても町民の方々がこの町で生き生きと住める町となるよう、ともに努力を惜しむことなく議論しながら邁進していくことを再確認し、平成31年度伊根町一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは私は、平成31年度一般会計予算案に賛成の立場で、日本共産党議員団を代表しまして討論に参加をいたします。

さて、本予算は平成30年度対比3億300万円の増額、増減率10.9%であります。端的に言うならば、増額の要因は防災行政無線代替関連予算1億4,600万円、広域ごみ処理施設建設に伴う宮津与謝環境組合負担金1億8,500万円によるものであります。

それでは、各事業、その一部について個別に意見を申し上げます。

行政情報配信システム構築事業では、防災タブレットを用いて一般行政通知、災害時の情報伝達等を行うシステムとして導入をされます。伊根町の高齢化率46.39%からしてこの情報が確実にこのシステムで町民に伝わるのか不安な点もありますが、丁寧な最低限の使用方法を徹底するようお願いをするとともに、導入後の使用状況について、また問題点についても十分把握する体制をとっていただきたいと思っております。また、タブレット端末の応用として、多くのことができる可能性があります。十分研究をされ、運用することを期待するものであります。

農業分野では、農業委員会制度の改革、種子法の廃止、米の生産調整の廃止、米の直接支払交付金の廃止、収入保険制度の導入など国の農政が大きく変わりました。そういう中で、新規就農支援事業や移住促進住宅整備事業補助金、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業などによって、若い農家が自立をして伊根町農業の中心となってもらうことを期待し、さらに今後不在地主の増加や空き農地がふえてくると予想をされる中で、若い方々が張り合いを持って農業をできるような基盤の整備と支援の充実、協力農場プランの策定支援など、今後も期待をしているところでございます。

昨年産より米は生産者みずからの経営判断により需要に応じた生産に取り組んでいくことになりました。米の食味、価格などでの産地間競争が激化をすることが想定をされ、大きな不安がございます。良質味の丹後米、伊根米としてのブランド力をさらにつける検討も必要かと思っております。町独自の支援も含め、農村集落の維持発展のために引き続きご尽力をいただきたいと思っております。

有害鳥獣対策では、集落支援員を有効に活用し研究機関と連携をしながら、獣害のない安心して農業が営める環境づくりを努めていただきたいと思っております。猿の捕獲も一定進みましたが、またふえているように思います。また感覚として、少集団で長期間集落に居座るようなものがふえているように思います。群れと被害の正確な把握で個体数調整の必要性を京都府に数字でもって力強く訴えるようにすることが必要であります。その上で徹底的に個体数調整に打って出ることを期待しております。農家や高齢者が有害鳥獣に頭を悩まされずに、農業経営と自家野菜づくりを楽しむ時代を復活ができればと思っております。高齢者福祉の一環としても重要なことだと私は考えております。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図れるよう着実な進捗を期待するところであります。

まちづくり推進事業は、まちづくりを推進しようとする団体にとって、大変有意義な制度かと思っております。町内団体に十分な周知をいただいて、効果的な補助金となることを期待しております。中でも、生き生きまちづくり応援補助金は、ことしから繰り越し事業として残るもの以外はなくなりました。自治会としては、比較的自由に使える補助金として便利なもので頼もしい事業でありました。今後さらにバージョンアップをして事業実施できるよう研究をお願いするものであります。

伊根バスの無料化については、無料にしても利用がふえない場合、オンデマンドなどの方式も十分検討して町民の足確保をお願いしたいと思います。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業は、再生可能エネルギーへの転換の必要性からぜひモデルとなるような調査計画を検討していただきたいと思います。

教育の無償化事業、3歳以上の保育料の無償化、大学生らへの奨学金制度は伊根で生活をする保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で全国に伊根町の姿勢を発信していることは意義があることであり、大きく評価をいたすところであります。本年度より病児・病後児保育事業を開始されたことも注目に値するところであります。また、32年度特別教室へのエアコン設置の計画書作成については、設置に向け十分検討されるようお願いをいたします。

また、各校の除雪車購入事業は、大変便利もので賛成するものでありますが、同時に、大変危険なものであります。注意には注意を重ねて利用をいただきたいと思います。あわせて、かねてからの懸案事項であった本庄小学校の通学路の除雪につきまして、大きな前進であります。今後通学路のオペレーターの養成については十分検討していただきたいと思いますし、朝の除雪についても検討いただきたいと思っております。

最後に、町民との対話を重視をし、町民の理解を求めながら、小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励をするならば、町民に未来への展望を与えることができます。町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成31年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（上辻 亨君） 日程第5、議案第5号 平成31年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成31年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（上辻 亨君） 日程第6、議案第6号 平成31年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成31年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（上辻 亨君） 日程第7、議案第7号 平成31年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成31年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 議案第 8 号

○議長（上辻 亨君） 日程第 8、議案第 8 号 平成 31 年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 平成 31 年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 9 議案第 9 号

○議長（上辻 亨君） 日程第 9、議案第 9 号 平成 31 年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 号 平成 31 年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 10 議案第 10 号

○議長（上辻 亨君） 日程第 10、議案第 10 号 平成 31 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 10 号 平成 31 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 11 議案第 11 号

○議長（上辻 亨君） 日程第 11、議案第 11 号 平成 31 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 平成 31 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 12 議員派遣

○議長（上辻 亨君） 日程第 12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 125 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第 13、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（上辻 亨君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程された平成31年度当初予算をはじめとした全ての案件につきまして、慎重審議の上、可決をいただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月からは平成31年度がスタートいたします。理事者をはじめ幹部職員におかれましてはご自愛いただき、町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶いたします。

ここで上山副町長から発言の申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

○副町長（上山富夫君） 3月定例会大変ご苦労さまでございました。全ての議案につきまして慎重審議いただき、全議案ともご可決いただくことができました。どうもありがとうございます。

ここで私のほうから2点ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、特別交付税の件でございます。先週末に京都府のほうから確定額の内示をいただいたところでございます。平成30年度の特別交付税の額が2億1,120万5,000円との内示をいただいたところでございます。前年平成29年度が2億533万3,000円でございますので587万2,000円、率にして2.8%の増ということで内示をいただいております。

この額につきましては、現在平成30年度の現計予算が1億1,000万でございますので、その差額につきましては、専決補正で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これが報告の1点目でございます。

2点目でございます。課長級の人事異動についてご報告をさせていただきます。

本年度末をもちまして梅崎教育次長が退職することになりましたので、後任には現総務課課長補佐の石井明博を教育次長とすることにしましたのでご報告させていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上辻 亨君） それでは、皆様大変お疲れさまでした。

各常任委員会をこの後されるということですが、2時15分からお世話になりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会 13時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員